

平成27年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年12月15日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	散会	平成27年12月15日	午後3時57分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例	3	多胡裕司	○			
○ 出席を示す	4	本田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山本厚一	○			
× 不応招を示す	6	渡辺三義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	中村佳代子		久保広幸			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主 査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野尻秀隆	教育委員長	石橋 勉		
	監査委員	飯尾 清	農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治	会計管理者	芳賀 均		
	総務課長	早坂政志	町民課長	（芳賀 均）		
	産業振興課長	副島俊樹	建設課長	高橋 豊		
	保健福祉センター次長	丹野景広	国保健康診断所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	原田伸仁	総務課主幹	空井猛壽		
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野下純一	教委次長	有田勝彦		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟方勝則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第79号	監査委員の選任について
4	議案第80号	町道路線の認定について
5	議案第81号	池北三町行政事務組合理約の変更に伴う財産処分について
6	議案第82号	町税条例等の一部を改正する条例
7	議案第83号	陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例
8	議案第84号	陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
9	議案第85号	陸別町学童保育所条例
10	議案第86号	陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
11	議案第87号	平成27年度陸別町一般会計補正予算（第6号）
12	議案第88号	平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
13	議案第89号	平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
14	議案第90号	平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
15	議案第91号	平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
16	議案第92号	平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
17	議案第93号	平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（吉田 功君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（宮川 寛君） ただいまから、平成27年陸別町議会12月定例会を開会します。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの行政報告を申し上げたいと思います。お配りの書面の中から3件、そのほか1件、合わせて4件、御報告申し上げたいと思います。

1件目につきましては、11月6日、帯広開発建設部足寄道路事務所が主催して実施されました北海道横断自動車道網走線現場見学会には、町民20人が参加しまして、小利別側は工事も順調に進んでいるとの説明を受けたところであります。

2件目は、11月8日、訓子府町で開催されました十勝オホーツク自動車道訓子府インターチェンジャー北見西インターチェンジの開通式についてであります。

この区間は、2006年に着工し、当初は2014年度に開通予定のところ、本年度にずれ込みましたが、無事開通となったところです。当日は、沿線自治体の首長など約190人が参加し、記念式典が行われ、その後テープカット、関係車両による走り初めなどが行われましたので、御報告いたします。

なお、小利別―訓子府インターチェンジ間のうち、訓子府町側は例年以上の降雨の影響で、工事がおくれているとの新聞報道がありましたが、北海道開発局からも、当初2016年度の開通を予定していたが、春先の積雪により工事のおくれ、降雨による土質改良に時間を要し、事業の進捗におくれが生じており、2016年度中の開通は難しいと、厳しいと、そういう報告を受けたところであります。

3件目は、ジビエ議連の現地調査についてであります。

平成27年11月28日、午前10時35分から自民党鳥獣食肉利活用推進議員連盟、いわゆるジビエ議連ですが、石破茂地方創生担当大臣が会長をしております。ジビエ議連の3名の先生が現地調査のため来町されました。来町した国会議員の方の紹介なのですが、小里衆議院議員、ジビエ議連の幹事長をされていす鹿児島4区選出の先生であります。二人目は、伊東農林水産副大臣、ジビエ議連の事務局長をされておまして、北海道7区選出の国会議員の先生であります。3人目、中川衆議院議員、北海道11区選出の先生であります。そのほか、喜多道議会議員、農林水産省から三浦農村政策部長ほか2名、北海道庁から石島エゾシカ対策担当局長ほか5名、そのほか関係機関を含めて、総勢36名の出席となりました。

最初に、上陸別の北日本ドゥリームハントの鹿肉処理施設を視察し、小田代表、西岡農協組合長などから現状の報告、課題、問題点などの報告を行いました。その後、セレモ浜田に会場を移し、昼食として鹿肉を使った料理を紹介し、会場内で意見交換を行いました。今回の北海道での現地調査は、陸別町と釧路市阿寒町の施設を視察しております。

4件目は、口頭で北電の停電対策について報告申し上げます。

陸別町内の停電対策として、北海道電力が進めておりました陸別変電所と小利別変電所間の送電線の2回線化についてですが、架線距離15.4キロ、鉄塔等の支持物145基、小利別変電所の拡幅、陸別変電所の再設などの工事が、11月18日をもって完了した旨、帯広支店長及び旭川統括電力センター所長ほかの来町により報告がありました。停電対策につきましては、今後もできるだけ速やかな対応が講じられるよう強く要請していきたいと思っております。

なお、配付しています事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

---

## ◎教育関係行政報告

---

○議長（宮川 寛君） 次に、教育委員長から教育関係行政報告の申し出があります。  
石橋教育委員長。

○教育委員長（石橋 勉君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げる前に、本年6月定例会の行政報告におきまして、口頭で報告しました内容に誤りがあったことが判明いたしました。内容につきましては、昨年11月11日、陸別小学校の理科の実験の授業中に目を負傷した事故につきまして、授業者の教員に対する北海道教育委員会からの懲戒処分の決定の日を「平成27年3月27日」と報告しましたが、正しくは、「平成27年5月27日」でありました。おわびを申し上げるとともに、訂正をお願いいたします。このような間違った報告をしたことにつきまして、今後このようなことがないように厳重に注意を払ってまいります。大変申しわけありませんでした。  
次に、口頭で1点御報告いたします。

全道大会出場についてであります。11月30日、北見市で開催されました第37回北見地方リコーダーコンテストにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブ8名が小学校部門で金賞を受賞し、来月の1月8日に札幌市で開催されます全道リコーダーコンテストへの出場を決めております。本定例会におきまして、出場経費にかかわる関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（宮川 寛君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告にかかわる一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（宮川 寛君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番中村議員、2番久保議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定の件

---

○議長（宮川 寛君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月11日に議会運営委員会を開催し協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成27年陸別町議会12月定例会の運営について、12月11日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議をいたしましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において事前に町長から配付のありました議案は、15件です。議会関係では、一般質問5名及び委員会の閉会中の継続調査を予定しております。

本定例会の会期についてであります。お手元に配付いたしました予定表のとおり、本日から12月17日までの3日間とすることに決定をいたしました。

なお、2日目の16日につきましては、予備の日とし、1日目の予定議案が終わらない場合において会議を開くことにいたしました。

次に、一括議題であります。議事の能率化を図る上から、平成27年度各会計補正予算の7件について一括して説明を受けることとし、質疑、討論、採決はそれぞれ別々に行うことにいたしましたので、御了承お願いいたします。

なお、追加議案の提出や悪天候等、議会運営に変更が必要な場合は、その都度議会運営委員会を開催し、協議してまいります。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御協力をお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月17日までの3日間とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までとすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第79号監査委員の選任について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第3 議案第79号監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第79号監査委員の選任について御説明申し上げます。

平成28年1月26日をもって監査委員の任期満了に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をいただき、選任しようとするものであります。

現監査委員の飯尾清氏を、引き続き監査委員に選任したいと考えております。

飯尾氏は、平成12年1月27日から現在まで4期16年間監査委員として御活躍され、高い見知から御指導いただいております。住所は、陸別町字陸別原野基線323番地

4、生年月日は、昭和14年11月14日生まれで満76歳です。飯尾氏は、昭和33年3月に北海道立北見北斗高校を卒業され、同年4月から小利別農業協同組合に就職、昭和44年6月、農協の合併により陸別町農業協同組合に勤務され、平成3年6月には参事に就任、平成11年4月から参事役、監査役として御活躍され、同年11月に定年退職されております。飯尾氏は、人格高潔で、財務管理や事業の経営管理などについて大変すぐれた識見をお持ちであり、申し分のない方であると判断しているところであります。何とぞ御理解の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 監査委員の選任については、私的には異議はございませんけれども、今の説明の中で、今回で何期目なのか、ちょっと聞き漏らしたような気もするけれども、その辺説明願います。

それと、しゅうと的な言い方になるかもしれませんが、本議会12月定例会、8日に招集されたのですけれども、私どもに議案が配付されたのは9日の午前だったのですけれども、何か理由があったのですか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 監査委員の最初の質問についてお答えいたします。

飯尾氏は、現在まで4期16年でございます。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 議案送付が1日遅れたということで、申しわけなく思っておりますけれども、いかんせん議案の詰めがちょっと時間的に長引いたということで、その点御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑は、終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから、議案第79号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 議案第80号町道路線の認定について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第4 議案第80号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第80号町道路線の認定についてですが、北海道横断自動車道網走線建設に伴う補償道路として施工するため、当該路線を町道として認定するために議会の議決をいただくものですが、内容につきまして、建設課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） それでは、私のほうから議案第80号の説明をさせていただきます。

町道路線の認定についてでございます。今、町長より提案理由の説明がありましたが、現在帯広開発建設部が進めております北海道横断自動車道網走線のうち、小利別一日宗間の約4.1キロメートルの建設工事に伴い、補償道路として施工するために当該路線を町道として認定するものでございます。

条文のほうを先に読まさせていただきます。道路法第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。であります。

道路法第8条第2項の規定とは、市町村長が市町村区域内に存する市町村道を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を得なければならないという規定により、今回この路線を町道として認定するものでございます。

1として、認定する路線として、今回、町道認定をお願いする路線につきましては、表のとおり、路線番号147から152の6路線を認定していただきたいということでございます。

それでは、場所につきましては、資料ナンバー1の箇所図に基づいて説明させていただきます。

まず最初に、箇所図の中央部に小利別市街地があります。それで、上のほうに向かって訓子府町になります。それで、左上のほうに向かって置戸町ということで、国道242号線が通っていると。そして、右下の方に向かって陸別市街というふうになります。それで、北海道横断自動車道なのですけれども、小利別市街の中心から上のほうに太字で書いてあるのですけれども、これが実線で書かれていると思うのですけれども、これが現在工事進められている路線でございます。それで、小利別市街のちょっと左上に国道242号線と交差して、そして小利別市街に戻ってきまして、国道に接続するというのが、現在進め

られている箇所でございます。それで、途中242号線を交差して分岐しているところがあると思うのですけれども、白抜きで実線が下のほうに伸びていると思うのですけれども、これが今回日宗工区と呼ばれる4.1キロメートルの部分ということになります。それで、四角く囲った枠が六つほどあると思うのですけれども、今回この四角く囲った枠が、町道に認定していただきたいという路線でございます。

それでは、路線番号147、路線名、日宗1号線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線8番地の2で、道道苦務小利別停車場線を起点として、終点は陸別町字ポイントシュベツ原野西三線25番地の9、道路延長は1,567.94メートルでございます。図面のほうでいきますと、下のほうになるのですけれども、四角の枠で、左下のほうに日宗3号線と書かれておりまして、その上に日宗1号線と四角く囲われたところがあるのですけれども、この路線になります。それで起点は、左下の一番下に、引き出し線で書かれている場所、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線8番地の2と、一番下に書かれているところが起点になります。この起点が先ほど説明した道道苦務小利別停車場線と接続するということになります。終点につきましては、日宗1号線、四角く囲った枠の上側に終点、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線25番地の9と書かれているところが終点ということになります。

次に、路線番号148、路線名、日宗2号線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線9番地の2で、今説明した路線番号147の日宗1号線を起点としておりまして、終点は陸別町字ポイントシュベツ原野西三線13番地、道路延長につきましては299.82メートルになります。これにつきましては、図面の中心の小利別市街の下のほうに、四角く枠で囲った日宗2号線ということになります。この四角の枠の下に起点、上側に終点というふうに書かれているところが、日宗2号線というふうになります。

次に、路線番号149、路線名、日宗3号線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線10番地で、先ほど説明した路線番号147の日宗1号線を起点としておりまして、終点は陸別町字ポイントシュベツ原野西三線8番地の1、道路延長は91.51メートルになります。これは、図面の左下に四角く枠で囲った、一番下に書かれています日宗3号線ということになります。起点は、日宗3号線と書かれた上側です。下側に書かれているところが終点ということになります。

次に、路線番号150、路線名、日宗4号線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西三線17番地。これにつきましても、路線番号147の日宗1号線を起点としております。終点につきましては、陸別町字ポイントシュベツ原野西二線18番地、道路延長は299.82メートルです。先ほど説明した日宗2号線、中央部の一番下になるのですけれども、その日宗2号線の上になります。日宗4号線と、これも四角く枠で囲まれているのですけれども、下側が起点、上側に書かれているところが終点ということになります。

次に、路線番号151、路線名、日宗5号線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西二線28番地1。これにつきましては、道道苦務小利別停車場線を起点としており、終点に

つきましては、陸別町字ポイントシュベツ原野西二線33番地の4、延長につきましては513.74メートルです。これにつきましては、日宗1号線の上側に日宗5号線と書かれておりました、日宗5号線の枠のすぐ下に起点、上側に終点というふうになっております。

次に、路線番号152、路線名、小利別12号支線、起点、陸別町字ポイントシュベツ原野西一線34番地の7。これにつきましても、道道苦務小利別停車場線を起点としており、終点につきましては、陸別町字ポイントシュベツ原野西一線45番地の2、延長につきましては1,002.90メートルです。これにつきましては、図面の中央部の左側に小利別12号支線と書かれておりますが、これについても、下側が起点と、上側に書かれているのが終点というふうになります。

以上簡単でございますが、議案第80号の説明とさせていただき、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。ありませんか。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、認定による道路の説明がありました。

従来どおりそうしたら、道道からそのまま今の現道に走れるような形で、町道として整備はきちっとしていくということでよろしいでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 道路の整備につきましては、建設工事につきましては、開発建設部が行うということでございます。開発建設部がつくった後に、陸別町が町道として管理をしていくということでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） この認定6路線なのですけれども、これは帯広開発部でやっていくということなのですけれども、これは、高速道路の建設に伴って、すぐやっていくのか、何年で6路線をつくるのか。また、町道6路線が認定されたということで、うちに入ってくる交付税、そういう絡みというのは今後どういう形になっていくのか。そこら辺を簡単でいいので。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） 開発建設部は、来年度から着工したいと。現在、補償交渉だとか、そうした事務的な手続をしているということでございます。この4.1キロにつきましては、具体的に何年かかるかということは、まだ聞かされてはいません。ただ、小利別から陸別市街に向けては10年程度というふうに概略説明は受けているのですけれども、その程度の話でございます。

あと、交付税につきましては、今回、町道認定をしたからといって交付税がすぐ入ると

ということではございません。これはあくまでも、供用開始をしてから交付税の算定になってくるということでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 若干交付税のことを捕足しますけれども、内容的には建設課長が話したとおりですけれども、4月1日現在、町道の延長、幅員別の延長ですとか、そういう区分によって、普通交付税の算定の、道路橋りょう費の中の算定基礎数値になると。それとあわせて、自動車重量税関係の基礎数値にもなってくると。そういったことで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第81号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分について

---

○議長（宮川 寛君） 日程第5 議案第81号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第81号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についてですが、地方自治法第289条の規定に基づき、池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係町の協議により定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） それでは、議案第81号池北三町行政事務組合格約の変更に伴う財産処分についてを、私のほうから説明させていただきます。

本件につきましては、十勝における常備消防の広域化に伴う池北三町行政事務組合の規約の変更によりまして、これまで池北三町行政事務組合において共同処理されてきました消防に関する事務が、平成28年4月1日より、常備消防事務についてはとちまち広域消防事務組合、消防団の事務につきましては各構成町に継承されることとなりました。池北三町行政事務組合の所管してきました消防に関する財産の処分について関係町の協議により定めようとするものであります。

地方自治法第289条につきましては、一部事務組合が組織、事務、または規約を変更する場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めるという規定となっております。また、同法第290条では、この協議については関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないという規定となっております、今回議会の議決を求めるものであります。

議案の4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、関係地方公共団体である足寄町、本別町、陸別町で取り交わします協議書の案となっております。

1番目としまして、財産処分の対象とする組合の財産を、本書5ページから9ページに記載のとおりとするというものであります。

9ページの(2)をごらんください。ここでは、購入価格が少額で、この調書に記載されていない各消防署で管理使用している物品について、その管轄する関係町に帰属させるということとするものであります。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

4ページの2としまして、組合が所有する財産は、その持ち分に応じて関係町に帰属させるというもので、調書の右側に帰属先として関係町を記載しております。御確認をいただきたいと思います。

また、飛びますけれども、9ページをごらんください。

9ページの(3)としまして、消防本部の管理に帰属する物品についてですが、ここに記載の物品については、引き続き組合が所有し、関係町が相互に利用できるようにしようとするものであります。こちらにつきましては、3町でお互いに行事等で使用するために、池北三町行政事務組合が残りますので、そちらで保管し、各3町で必要なときに使用するということで、この(3)を設けております。

それでは、4ページのほうにお戻りください。

3としまして、財産処分の日は、平成28年3月31日としようとするものであります。

その他としまして、この協議について疑義が生じたとき、または、本協議書に定めのない

い事項については、関係町がその都度協議するというふうに定めるものであります。

以上のとおり、池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分に関しまして、協議により定めようとするものであります。

以上で、議案第81号の説明とさせていただきます。以降、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号池北三町行政事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第6 議案第82号町税条例等の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第6 議案第82号町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第82号町税条例等の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきまして、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから議案第82号町税条例等の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の10ページをごらんいただきたいと思います。

本改正案は、平成27年法律第2号地方税法の一部を改正する法律のほか、関係する政

令、施行令、省令が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例の改正を行うものであります。

今回の改正は、まず第1条、町税条例（昭和37年陸別町条例第1号）の一部を次のように改正する。

ここで、陸別町税条例の改正と、14ページになりますが、中ほどにあります第2条で、町税条例等の一部を改正する条例（平成27年陸別町条例第13号）の一部を次のように改正するという二本立ての内容となっております。

なお、説明に際しましては、法律の改正によって文言を整理したものにつきましては、説明を簡略化、または省略させていただきまして、内容が改正された部分のうち、主要なところを説明させていただきたいと存じますのでよろしくお願いたします。

説明資料といたしまして、別冊で新旧対照表と改正部分を表などで整理しました説明資料を配付させていただいておりますが、まず、議案説明資料のナンバー2-2、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

まず、条文の第1条による改正内容であります。新旧対照表の左欄の第5条の2から資料2-5のちょっと下のほうになりますが、第5条の6までが納税環境に関する改正で、徴収猶予等に係る規定の整備であります。前段で、平成26年度に国税の徴収猶予制度等の改正が行われまして、地方分権の観点等から冒頭で申しました、ことし4月の地方税法の改正において、同様の見直しが行われた中で、手続等に関する規定のうち一定の事項については、市町村の条例で定めることとされたことから、この規定を追加するものであります。そのほか、第6条、第11条が、今回の改正に伴う文言の整理であります。

まず、内容の説明を始めます前に、条文に出てきます納付と納入の違いについて説明させていただきます。税を納めていただく際に、本来の納付義務者が納める場合に納付と言います。特別徴収義務者が納める場合を納入と言います。資料の説明におきましては、納付のみで説明させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

ここで、説明資料によって条例の要旨を説明したいと存じます。説明資料の2-1をごらんいただきたいと思っております。

ここから、資料につけております番号で、順を追って進めてまいります。

まず、第5条の2について説明をいたします。真ん中の欄の改正内容の（1）のところになります。

ここでは、徴収猶予に係る徴収金の納付方法等を定めるもので、徴収猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、猶予を受ける者の財産の状況、その他の事情から見て、合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができるという規定であります。

次に、（2）です。第5条の3の内容になります。

徴収猶予の申請手続等を定めるもので、申請者は、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間等を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足る書類、担保の提供に関する書類を添付し、町長へ提出しなければならないとする規定であります。ま

た、申請書において、不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とする規定であります。なお、ただいま申しました5条の2、5条の3につきましての規定は、平成28年4月1日以後に、納期限が到来する徴収金について適用するものであります。

次に、(3)であります。これは、第5条の4の内容であります。

職権による換価の猶予の手續等を定めるもので、町長が職権で換価の猶予(その猶予の期間の延長を含む。)を行う場合の納付方法等は、徴収猶予の場合に準じるとし、また、必要があると認めるときは、担保の提供に関する書類等の提出を求めることができるとする規定であります。

次に、(4)であります。これは、第5条の5ということになります。

この内容は、申請による換価の猶予制度の創設を定めるもので、町長は、滞納処分による財産の換価をすると生活や事業が継続できなくなるおそれがあると認めるときは、徴収金の納期限から6カ月以内になされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。その場合、納付方法及び申請に係る訂正の手續等については、徴収猶予の場合に準じるとした規定であります。なお、この規定につきましては、平成28年4月1日以後の換価の猶予について適用するものであります。

次に、(5)になります。第5条の6の内容になります。

担保を徴収する必要がない場合を定めるものでありまして、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内の場合は、担保不要とする規定であります。なお、この規定は、平成28年4月1日以後の徴収猶予等に係る規定に適用するものであります。

その他の部分、第6条、第11条につきましては、地方税法の改正により、引用条文の改正や文言の改正を行うものであります。

次に、第2条について説明いたします。

これは、冒頭での説明と重複いたしますが、昨年5月に行われました第2回臨時会において議決をいただいております町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、具体的には、まだ施行日に至っていない条例について改正するものであります。これは、新旧対照表により説明いたしますので、資料の2-7をごらんいただきたいと思います。

まず、右側、現行の欄をごらんください。この内容は、改正条例の第1条で、法人の場合には第2条第3号、第4号で規定するところの納付書や納入書及び第26条第8項のほか、各種申請手續の際の申請書に「法人番号を記載する」とした内容でしたが、今回の改正で、再度この規定を改めて、納付書や納入書には「法人番号を記載しない」とこととするものであります。

ただし、第26条、この内容は町民税の申告、第52条の2、これは区分所有権の割合が変更になったときの申請、第76条、これは軽自動車税の減免、第114条の3、特別土地保有税の減免については、法人番号を記載することに変更はありません。第26条以

下の改正は、それぞれに、その法人番号の定義を加えるといった文言の整備となっております。

次に、附則の改正について説明をいたします。そのまま資料の2-8をごらんいただきたいと思います。

現行の附則第1条第3号下線部分の「第2条第3号及び第4号」を削ることの改正であります。このことによって、納付書や納入書の規定の施行日については、番号利用法附則第1条第4号に掲げる「規定の施行の日から」としていたものから外すという内容になります。

それでは再び、議案集14ページをお開きいただきたいと存じます。

附則の冒頭部分を読み上げます。

施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというところで、第2条以下の経過措置につきましては、それぞれの説明の中で申し上げた内容となっておりますので、省略させていただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この議案については、提案説明があるように、地方税法の一部改正と同時に、個人の識別をするための番号利用に関する法律に基づいて今回提案されたのだと、私は理解しております。

そういう中で、今回の改正については、納税者が猶予、あるいは延期等について、また分割をする場合においては、氏名、あるいは住所、あるいは個人番号をというふうになっているのですけれども、この個人番号については、国の法律に基づいて、今各自に届けられているのですけれども、届いていないとか、そういう意味合いも含めて、こういう場合の事務上において、今までどおりの方法で、いわゆる番号がない人ですね、そういう人たちについて、今までどおりの事務で、今言ったようなことが実際に納税者に便宜を計らうことができるのかどうかについて、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問についてお答えしますが、これから各種行政手続において、番号を記載してくださいというお願いをすることになりますが、それは何に基づいてかといいますと、ただいま申し上げましたとおり、今後、順次各種申請手続の際の様式に、法人番号なり、個人番号を記載する欄を設けることになります。それで、国としては、様式をかえることによって、皆様には記載していただきたいという内容の通達が来ております。

それで、ただいまの御質問の個人番号、例えばある申請において個人番号を記載しない場合については、町村の場合は、地方公共団体情報システム機構というところに個人番号を照会して、個人番号を記載するということが可能となっております。御本人が記載しない場合はですね。ですから、今後順次、個人番号なり、法人番号を活用した行政手続が広がっていくものと承知しております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明では、本人が番号を、簡単に言えば、協力というか、拒否した場合とか、あるいは番号のない個人、あるいは法人についての形の中で、国の地方公共団体情報システム機構で取り寄せるというような話がございましたけれども、いずれにしても、本人の拒否権もあると思うのですけれども、いずれにしても猶予を受ける場合における形の書類上で必要だと、本人の、恩恵を受けるためにそういう書類がそろわないとならないというのではなくて、なくてもいいというような話になるかと思うのですけれども、その辺について、今後もし猶予がきちっとされて、あるいはきちっとまた納入というか、納付をされた段階で、本人の履歴というのですか、過去にこういうことがありましたよみたいな履歴が残るようにも聞いております。それがきちっと抹消されるという保証があるのかどうか、いわゆる個人の情報ですね、過去にこういうことがあったのだというような履歴が残らないように、いわゆるきちっと納付、分割でされた、完成したときに、そういうことがとられるのかどうか、担当課としてはどういうふうに対処する考えか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） まず、ただいまの質問を若干整理させていただきますと、今回の徴収猶予とか、換価の猶予にかかわる番号の記載ということでは、第2条はありません。それぞれ、先ほど私が申しました一般的な税の手続における記載部分が、5月の改正のときに、記載するような改正をしたのですが、その中で納付書ですとか、納入書については記載しなくてもいい、法人番号については記載しなくてもいいということになったものですから、その改正を今回させていただくという内容でありますことを、まずもってお話ししたいと思います。

それから、文書の保管期間につきましては、今までどおり保管期限というのがそれぞれ決まっております、それによって、それを過ぎますと文書の保管はなくなるということになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今のお答えの中で、保管期限というのがあるのですけれども、正確にどれぐらいということなのですか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 具体的に、この場でちょっと申し上げられないのですが、例えば5年なり、10年なり、物によっては期限なく保管しなければならないものがありますが、一般の文書の保管期限という意味でお答えしております。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の議案に入る前に、さきの教育委員長からの教育関係行政報告にかかわり、教育長から発言したいとの申し出がありました。

発言を許したいと思います。

野下教育長。

○教育長（野下純一君） 本日、教育委員長から報告をいたしました教育関係行政報告につきまして、口頭で報告いたしました内容に一部誤りがありました。重なる誤りとなり、おわびを申し上げますとともに、訂正をお願いするものであります。

内容につきましては、陸別リコーダークラブの全道大会出場についてであります。第37回北見地方リコーダーコンテストの開催日を11月30日と申し上げましたが、正しくは11月29日であります。今回の誤りにつきましては、確認済みである日にちを、私の思い違いによりまして、直前に訂正をしたことが原因であります。事務局の責任者としてたびたびの誤りをおかし、範を示す者として、その責任を痛感しているところであります。あらためておわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

---

◎日程第7 議案第83号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護  
保険条例の一部を改正する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第7 議案第83号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第83号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきまして、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから議案第83号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案集の16ページをごらんください。

本改正案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）いわゆる番号法及びその番号法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第28号）の施行に伴う厚生労働省関係省令（平成27年厚生労働省令第150号）が平成27年9月29日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴いまして本条例の改正を行うものであります。第1条で国民健康保険税条例の一部、第2条で介護保険条例の一部を改正する構成となっております。

ここで、議案説明資料ナンバー3-1をごらんいただきたいと存じます。

新旧対照表で説明いたします。まず、第1条の国民健康保険税条例の一部改正について説明いたします。

この条例の第25条の2第2項では、国民健康保険税の減免を受けようとする場合の申請書の記載内容を規定しておりまして、その第1号において、改正前が右側の欄になりますが、「住所、氏名」としていたものを、改正後では「住所、氏名のほかに個人番号」を記載するとするものであります。括弧内は、個人番号の用語の定義づけをする内容となっております。

次に、第2条の介護保険条例の一部改正についてを説明いたします。資料3-2をごらんください。

この条例の第7条第2項は、介護保険料の徴収の猶予に係る申請書の記載内容を規定しております。それから、第8条第2項では、介護保険料の減免に係る申請書の記載内容を規定しております。このいずれも、新たに個人番号を記載するという第1条の内容と同じ改正でありますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

ここで、再び議案集16ページをお開きいただきたいと存じます。

中段より少し下の、附則をごらんいただきたいと思います。施行期日を定めた附則であります。読み上げます。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてまいりますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 第83号の議案については、先ほど町税の関係の82号と同じような中身というふうに私は理解しております。というのは、町民の方が行政サービスを受けるといふか、いわゆる減免にしても、徴収猶予にしても、自分の生活上でそういう手続をすることによって、きちっとした納入というか、納付をしていきたいという信念のもとでこのことがされるというふうに私は理解しているのですけれども、それに伴って個人番号が割り振りされているわけなのですけれども、その個人番号をまだ手にしていない人とか、あるいは番号がないということも二、三聞いております。そういったものがこういう形でされた場合には、番号が振られないとか、その辺が記入されないと恩恵が受けられないのかどうか、その辺もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先ほどの町税条例の際の説明と同じになりますが、基本的には、個人番号というのは、もう既に原則国民の皆様お一人お一人に付与されておりまして、その番号を活用して今後行政事務手続をさせていただくということについては変わりありませんので、それによつての不利益ということはないと承知しております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、説明では不利益がないという形の説明でありましたけれども、本人の義務的なものとは言われていますけれども、個人の拒否するという姿勢も見受けられると思うので、その辺については、理由をしっかりと本人から聴取できなかったというか、ナンバーを聞くことができなかったという文書をつけて、そして先ほど課長が説明したように、地方公共団体情報システム機構からは取得できるはずなので、それはそれなりに記入しながら、町民に便利なような方法をとっていただくことをお願いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいま御質問の中で、拒否というお言葉がありましたが、国のほうの指導では、各種申請書に記載する規定が設けられた以上、記載することが義務であることを説明してくださいという内容の指示が来ております。その義務について、私もいろいろ調べましたが、このことは義務であるというのは、実はどこにも法律にはないのですね。それで、この義務という言葉を使うについては、どういうことかというこ

とを再度、国のほうに質問しておりまして、その回答が、先ほど申しましたが、実は各種申請書に個人番号なり、法人番号を記載するという様式が定められた以上、そこに個人番号なり、法人番号を記載をされたことをもって、その申請書が成り立つということをもって、そのことを前提として申請の際には住民の皆様に記載していただくように説明をしてくださいと。その上で、先ほど谷議員がおっしゃったように、記載できない事情があった場合、ただいま議員のおっしゃったとおり記載できない事情を書いて、その上で先ほど申しました地方公共団体情報システム機構から私どもが番号を確認して申請書を完成させるという、そういう事務手続になっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

3 番多胡議員。

○3 番（多胡裕司君） それでは、今のマイナンバーのことだと思うのですが、陸別町の場合、マイナンバー、全員に届いているのかどうか。

それと、今私にも来ていますけれども、登録するかしないかは個人の自由だと思うのです。それで、最初から登録してもしなくても、私には仮に1番なら1番という番号、ここにいる方全員についていますよね、番号は。それを拒否するしないだとかそういうことでなくて、国から示したものですから、行政側としては粛々とそれを町民の皆さんにお願いをするという立場ですよ。それを拒否するとかしないとかというものでは、私はないと思うのですよね。この減免措置ですか、徴収の猶予ですから、おそらくきちっと登録さえすれば、そういう行政手続が得られるわけですから、そういう形できちっとして、行政側としては、あなたは何番ですのぞということ、きちっとしたことをすれば、町民の皆さんにはすごくやさしいことかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 前段のことで、行政としての考え方を申し上げたいと思えますけれども、基本的に国で、国会において制度は、法律も全て通っていると。そうした場合に、全市町村においては、地方自治体においては、それに基づいて事務を執行しなければならないという、これは大前提があります。細かい手続は別にして。したがって、国の法律が通った以上は、自治体はそれに基づいて事務を執行するという、これは当たり前の話でありますので、そこら辺はまず御理解いただきたいなというふうに思っております。

あと、細かい手続については、担当課長のほうから説明させたいと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問の中で、陸別町の場合、全員に配付されているかということですが、直近の、現在の状況で申しますと、必ずしも全員には渡っておりません。といいますのは、一旦国から、先ほど言いました地方公共団体情報システム機構から直接皆様のもとへ簡易書留で郵便で配付されました。その際に、簡易書留

ですので、御本人がその際に不在の場合、そういった場合には、郵便局では不在通知を置いて1週間保管をして、その間に御本人から連絡がない場合、市町村に、私どものほうに返戻されるという仕組みになっております。その返戻されたのが当初最大で96件ありました。二、三日前の状況で申しわけないのですが、96件の中でいろいろな手を尽くしまして、窓口にとりに来てくださいますとか文書を改めて出したり、電話を調べまして、電話でこちらにとりに来てくださいますとか、そういったお願いをする中で、現時点では十五、六件なのですけれども、こちらで保管しておりますが、そのうち今回の手続の中で、転出されてしまった方、その方は転出先で新ためて通知カードを取得することになりますので、そういった方が5件いらっしゃいます。そのほか、まだ保管期間を過ぎて受け取りに来ていない方が10件近くありますが、その方については、原則本人直接か、もしくは間接的に連絡が届いているということ判断しておりますので、いずれは手元にお渡しできると思っております。そんな状況であります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号陸別町国民健康保険税条例及び陸別町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第84号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する 条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第8 議案第84号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第84号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてですが、子ども・子育て支援法の施行及び子育て中の保護者の負担軽減を図

るため、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきましては、保健福祉センター次長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、私のほうから議案第84号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例について説明を申し上げますが、説明につきましては、議案説明書の資料ナンバー4-1に条例の概要及び4-2から4-4に新旧対照表をつけてございますので、そちらで説明をさせていただきます。

まず、新旧対照表4-2をお開きください。

4-2新旧対照表の第4条でございます。新のほうですが、保育所の保育時間及び休日を次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、臨時に保育時間、または休日を変更することができるというものでありますが、こちらにつきましては、実は現行規則のほうに委任をしていたものを、今回条例のほうに規定をするというもので、内容については現行と変わりありませんので、以下については省略をさせていただきます。

続きまして、第5条入所資格のところでございます。

新旧対照表の新のほうですけれども、第5条、保育所に入所し、保育所において保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。1号として、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童。2号として、同様の法律同項の第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童。3号として、その他、町長が保育所において保育する必要があると認める児童ということですが、こちらについては、資料の前のページに戻っていただきまして、資料の4-1、第5条関係と上のほうにございます。

こちらに書いてあるとおりですけれども、子ども・子育て支援法に基づきまして、従来からの入所資格の文言を改正したものでございまして、先ほど説明した各1号、2号、3号につきましては、かみ砕くと、第1号につきましては、満3歳以上の児童であって、保護者の労働または内閣府令で定める事由により家庭での保育を受けることが困難である児童。第2号につきましては、満3歳未満の児童であって、同様の者。第3号の規定につきましては、町長が必要と認める者ということになります。

ここで今、資料に出てきました内閣府令というのが米印のほうに記載してございますけれども、1番の就労、2番の妊娠・出産から始まりまして、9番のDV等に該当するところについてというものであります。

続きまして、第6条の2の関係、また新旧対照表、資料ナンバー4-3のほうにお願いします。

4-3の中段、第6条の2、保護者は入所中の要保育児童を退所させるときは、町長に届け出しなければならないということで、こちらにつきましては、現行、退所の届け出義務についてうたったものがございませんでしたので、今回新たに規定をするものでござい

ます。

続きまして、第7条、保育料です。

第7条、入所の許可を受けた保護者は、別表に定める保育料を納付しなければならないということで、現行は右側に載っておりますけれども、入所の許可を受けた保護者は、次の表に定めるということで、表を条文の中に入れてございましたけれども、新しいものでは別表に定めるということで、その別表が実は後ろの資料の4-4に出ておりますが、比較するのにちょっと面倒くさいので、資料4-1に簡単にまとめた表を真ん中辺に載せてございます。こちら生活保護世帯につきましては、どちらにしても無料ですので割愛させていただきますが、この表の町民税非課税世帯、それから町民税課税世帯ということで、あと2歳児保育料なのか、3歳児以上の保育料なのかというところで載せてございます。

まず、町民税非課税世帯というところで見させていただきます。2歳児の保育料、現行が1万2,000円ですけれども、こちら国の基準を準要しまして9,000円に。それから、右隣3歳児の保育料につきまして、現行7,000円を3,000円ということに規定をしているものです。

続きまして、下段の町民税課税世帯につきましては、現行2歳児1万5,000円を、こちらにつきましては、今回の改正に合わせて独自の軽減ということで1万4,000円としたいと。それから、3歳児の保育料につきましては、同様に1万円を9,000円という規定でございます。

続きまして、新旧対照表にまた戻っていただきまして、4-3にお戻りいただきまして、第7条の2、こちらにつきましては、多子軽減についての規定でございます。

第7条の2、読み上げます。前条の規定にかかわらず、同一世帯で満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を扶養している場合において、第2子の第5条に規定する児童の保育料の額は、別表に規定する額の2分の1の額とし、第3子以降の第5条に規定する児童については無料とする。ただし、本文の規定により扶養している子のうち、年長の子を第1子とみなすことができるということではありますが、また資料4-1のほうにお戻りいただきます。

中段に、第7条の2関係というところではありますが、多子軽減の範囲を満18歳未満の子を扶養している場合まで拡大しと書いているのは、国の基準では、同時入所で、同時に複数入所する場合に軽減の対象とするというのが基準でございますが、陸別町としては、同時ではなく、18歳未満の子供も算定の対象に入れてということで拡大をしているというものでございます。

例を書いてございますが、夫婦と子供3人いらっしゃる場合の世帯でございますけれども、ちょっと見づらいですけれども、多子軽減のところの黒いところに書いてあるとおりですけれども、小学校入学以上の子供で18歳未満の子供がまず1人いましたと。それから5歳児クラスに1人います。3歳児クラスにもう一人いますという御兄弟3人の場合

は、小学校から18歳までの間は今回算定の対象になりますので、第1子とカウントします。5歳児は第2子となりますので、保育料は規定の半額と。それから第3子につきましては、無料という規定でございます。この場合、余りありませんけれども、第2子、第3子いますが、第1子が18歳以上になっている場合につきましては、ここで書いてある第2子5歳児が第1子と読みかえられますので、第1子で保育料は全額と。それから、3歳児は、第2子とみなされて半額というふうになります。そういうことでございます。

参考までですけれども、改正後の保育料ということで、網がけ波線の枠で囲ってございますけれども、今回の改正後の保育料で計算すると、上のような状態の場合は、5歳児は、基準は9,000円ですと。ですが第2子に該当しますので月額4,500円になります。3歳児につきましては、第3子になりますのでゼロ円と、無料ということで月額4,500円になり、年額5万4,000円の負担になります。同じ状態で、現行のままでいきますと、5歳児、3歳児とも1万円の保育料ですので、月額2万円で年額24万円になり、差額は18万6,000円になるという表でございますが、これはあくまでも参考までということでございます。

続きまして、また資料ナンバー4-3にお戻りください。4-3の一番下段からですけれども、こちらにつきまして、第8条、第9条につきましては、中途入所と中途退所の規定を文言で規定したものでございます。

読み上げます。第8条、中途より入所する要保育児童の保育料は、入所した日が当該月の15日までの者は別表に規定する額とし、16日以降の者については別表に規定する額の2分の1とするというもので、こちらについては内容は現行とは変わらないのですが、第7条で別表立てをした関係で文言が変わってございます。同様に第9条、中途において退所する要保育児童の保育料は、退所した日が当該月の15日までの者は別表に規定する額の2分の1の額とし、16日以降の者については別表に規定する額とするというものでございます。

最後になりますが、新旧対照表4-4に備考欄を規定してございますが、こちらにつきましては、独自の減免規定を設けてございます。減免規定につきましては、読み上げます。

1として、町民税非課税世帯と認定された世帯であっても、保護者及びその扶養する子供が次に掲げる世帯に該当する場合には、この表の規定にかかわらず当該保育料を無料とするというもので、また、町民税課税世帯と認定された世帯であっても、保護者及びその扶養する子供が次に掲げる世帯に該当する場合には、当該保育料から1,000円を控除するというものでありまして、母子世帯ですとか、障害児（者）がいるという等々のもので該当する場合につきましては、表の規定にかかわらずこの分に減免をするということで、簡単に言いますと、町民税非課税世帯の方が下の者に該当しますと無料となります。それから、町民税課税世帯の場合については1,000円をさらに控除するという規定となっております。

それでは、議案第84号にお戻りください。

18ページに、附則が規定されてございます。

附則、読み上げます。

施行期日。

1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置として。

この条例の施行日前において、納付すべき保育料及び免除された保育料については、なお従前の例による。

準備行為として。

3、保育所の入所に係る手続き、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができるというものであります。

以上で議案第84号の説明を終わりますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今回の84号におけるへき地保育所の条例の一部を改正する条例については、日本国、昨今少子化と言われている中でも、子育てをするのに保護者たちが大変苦勞しているという実態の中で、当町がこのような政策をとるということについては、大変私うれしく思うし、今後、陸別にとって子育てがしやすいまちづくりということで、評価していきたいと思えます。この件については、一部マスコミでも取り上げられておりますので、今後このような形が内外に知れ渡ることによって、より一層住みよいまちづくりになるのではないかと私は思っています。

そういう意味で、試算だというふうに私理解するのですけれども、今までの保育料と、この条例が4月から施行される、いわゆる来年度ですね、一体幾らぐらい差があるのか、試算できていれば、ちょっと報告してほしいのですけれども。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの議員からの御質問でございますが、あくまでも本当に試算の段階でございます。

現行の保育料のまま次年度を迎えた場合ということでもありますけれども、およそ685万2,000円。この改正によって新保育料として試算できるのが351万円というところで、差としては334万2,000円程度の差ということで、ただ、こちらにつきましては、現行いる人数で、来年度入ってくる未満児、入ってくるかどうかはわかりませんが、そういうのは除外した計算になっておりますので、御承知おきください。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） これは、たしか町長の選挙公約の中にも多分あった子育て支援の

充実化だと思われるのですけれども、例えば現在、第2子の家庭がどのぐらいの世帯いるのか。また、第3子となる世帯がどのぐらいあるのか。これは、おそらく多子軽減のための、お子さんがたくさんいる家庭のことを思って、さらなる子育て支援かなと思われるわけなのですけれども、仮にですよ、仮にうちの保育所が第3子の子供が全員来たら、恐らく保育料は無料ですよ。そういう考えでよろしいのですよね。だと思えるのですよね。そうすると、もし今、次長のほうからあったのですけれども、隣町みたく保育料全額無料とするならば、680万円ぐらいのお金があれば、保育所を無料にできるということですよ。総体でいくと。そこら辺も含めて、これは子育て支援の充実、今いるお子さんたち、将来につながるお子さんたちを大事に育てる子育て支援の充実。

それと、もしくは来年度結婚をして子どもができました。そうすると第1子ですよ。第1子となれば、1,000円引かれた1万4,000円の保育料ということですよ。そこら辺も少し加味をして、せっかく第1子が生まれたわけですから、そういうことも少し考えて今後やっていかれてはどうかと思うのですけれども、そこら辺も最後、町長の答弁になると思うのですけれども、結婚をされて第1子が生まれた場合、仮に第1子ができても、なかなか第2子が授からないという家庭もあると思うのですよね。こういうことも含めた中で、やはりこの町に住んでよかったなど、また、この町をアピールするには、給食も無料ですし、医療費もかかりません。さらなる充実を図るのであれば、そういうことも一応のせて、きちっとしたあれをすれば陸別で安全・安心で暮らせるまちづくりかなと思われるのですけれども、最後、町長の答弁で。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、議員おっしゃるとおり、私の選挙公約でもあります。保育料及び学童保育料の見直しと、選挙公約も上げました。これはおっしゃるとおり、子育て支援、あと子育て世帯の負担軽減策でありまして、今回は多子減額の割合が高い施策になったのではないのかなと、そんなふうに思っています。人口ビジョン、あと総合戦略のほうにも物せた重要なものと認識しております。よろしく御理解いただきたいと思うのですが、議員おっしゃる、例えばよそからというか、新しく第1子を初めてもうけた場合、1,000円、2,000円の割り引きでというお話でしたが、私の公約の中に、例えば第1子が生まれたり出産の一時金、これはまだ確定ではないのですが、そういうことも今一生懸命検討しておりますので、そこら辺もお含みおきいただきたいと。

それと、無料にすることも、私の選択肢には正直あったものではございますが、果たしてこれが無料でいいのかなと、そういうこともやっぱり考えましたし、よその市町村から来た父兄の皆さんにちょっとお話を伺っても、陸別町の保育料、その金額には十分満足していますよと。ただ、子育てに関するところでいろいろなところに相談する機関があったらいいとか、いろいろなそういう相談も私聞いていますので、無料にしないで、そこら辺をまた財源として、そちらのほうを充実していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） 今、町長の答弁わかりました。私も先日、保育所の孫のお遊戯会に行っていました。今の人数で、町長、教育長もおられたわけなのですけれども、おそらくタウンホール、たくさんいましたよね。仮にあそこで、子供児童数が10人、また世帯数で10となると、恐らく入り切れない数のお遊戯会だったのではないかなと思っています。だから、ぜひとも、よその町から来て陸別町に住んでみたいとか、この町でしっかりした子育て支援をすれば、そういう人口増にもつながると思いますので、そこら辺も含めた中で、また町長の施策としていろいろ考えていただければなと思っています。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、多胡議員おっしゃることも十分頭に入れながら、しっかりとした施策をとっていききたいというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 第7条の保育料及び第7条2の多子減免についてですが、これまでの質疑と重複する部分がありますので御容赦いただきたいと思います。

当町の保育料につきましては、町民税課税世帯の区分においては、国の基準及び他の市町村に比べましてもかなり低額に設定されていたと認識しております。今回の改正におきまして、料金のさらなる引き下げと、特定世帯に関する減免、そして、多子軽減を新たに取り入れることで、子育て支援においては大変めり張りのある施策になるものと考えております。

確認の意味でお伺いいたしますが、今回の改正におきまして、国の基準を上回る町独自の対応としては、多子軽減における年齢の範囲を国の基準では、先ほど保健福祉センター次長の答弁にもありましたが、同時入所ということにありますから、小学校就学前ということになっていると思いますが、これを満18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大したこと、それから、別表の備考に掲げる減免規定を設けたことと、この2点になるかと思いますが、お答えをお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） ただいまの御質問のとおりでございますが、まず18歳以下まで拡大したというのは、うちの独自の考え方であります。

それから、先ほど私ちょっと説明のときに、もしかしたら間違って説明したかもしれませんが、備考欄に設定しましたものにつきましては国の基準にございまして、こちらのとおりでいうことでやらせていただきます。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず御理解いただきたいのは、国の制度というのは、所得に応じた保育料を設定する認可保育所について国は規定しています。陸別町の場合は、無認可、つまり国の認定を受けていない町独自のへき地保育所ということで、料金設定は全て

自治体、陸別町が設定できるという、これをまず御理解いただきたいと思います。そういった中で、ある程度最低限の基準、減免になるものですか、そういったものは国とある程度整合性を持たせませうけれども、町の独自で軽減できるもの、あるいは料金を設定できるものについては、今回提案している額で、この議案として出していると、そういったことでまず御理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これも確認でございますが、満18歳に達する日以後最初の3月31日までということにつきましてですが、満18歳という年齢に、さらにその後ろに達する日以後最初の3月31日までということをつけ加えているということは、一応高等学校就学中の子を想定したものと考えます。ただ、扶養という条件は入っておりますが、年齢のみの規定でありますので、就学していない場合、仮に扶養は受けていても扶養の範囲内に入る就労の状態であっても、子としてカウントしてやるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） まさに18歳、ほぼ高校生というふうに考えておりますが、もちろん就学していない方もいらっしゃるということで、ここで一番大事なのは、18歳以下の子を扶養しているものということになりますので、扶養の範囲ぎりぎりかどうかというのは、いろいろと賛否両論あるかもしれませんが、規定として、扶養するという規定に該当すれば、この基準に該当するかと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑は、これで終わります。ありますか。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 子育て世代に、この多子軽減はとてもうれしい話だと思うのですが、預ける親として、保育時間ですか、8時45分からとなっているのですけれども、企業によっては、8時や8時半から仕事に行かれる方もいると思うのですけれども、その辺の対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 運用として、早朝から、7時45分から子供を預けてということで預かっておりますので、規定ではなく、運用で預かっているという状況になっています。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑は終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第9 議案第85号陸別町学童保育所条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第9 議案第85号陸別町学童保育所条例を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第85号陸別町学童保育所条例についてですが、学童保育所料の見直し及び条項等の整理に伴い、所要の改正を行おうとするものでありますが、内容につきましては、教育委員会次長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、私のほうから議案第85号陸別町学童保育所条例の議案について説明させていただきます。

本条例につきましては、今回全部を改正するという内容でありますけれども、資料5-1からを御参照いただきたいと思います。本文内容につきましては、資料をもって説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料5-1でありますけれども、5-1から5-3までお手元に議案資料を用意させていただいております。それで、今回につきましては、この資料におきましては、旧条例が右、新条例が左側ということになっております。旧条例におきましては、現行第1条から第5条までの5条立てとなっておりますけれども、新条例につきましては、第1条から第13条までの立てというふうになっております。左側新条例のほうで説明をさせていただきます。

今回全部を改正するということでありますけれども、設置、第1条で、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うため、陸別町学童保育所を設置するということであります。この児童福祉法の第6条の3第2項の規定といいますのは、放

課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者は労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業という規定であります。これに基づきまして、当町で学童保育所を設置しているというような規定であります。

次、第2条でありますけれども、今まで名称及び位置ということでありましたが、今回、「及び定員」も含めまして、定員を35人ということでふえております。位置等については、変更はございません。

職員、第3条でありますけれども、今まで設置をしておりましたけれども、学童保育所に所長及びその他必要な職員を置くです。

それから次、第4条でありますけれども、今まで開設期間ということで、旧では第3条で明記しておりましたが、こちらを第4条にあります、規則等から条例に移動いたしまして、改めて条例で制定するというものでありますけれども、ここで、保育時間及び休日を制定しております。第4条、学童保育所の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、臨時に保育時間または休日を変更することができるということで、それぞれ第1号の保育時間、小学校下校時から午後6時15分まで、第2号、休日、ア、日曜日及び土曜日、イ、国民の祝日に関する法律に定める日となっております。

続きまして、次ページ、資料5-2をごらんください。ウ、12月31日から翌年1月5日まで、エ、町長が特に必要と認めた日であります。

続きまして、次は入所資格でありますけれども、第5条、学童保育所に入所できる者は、小学校の児童で、保護者の共働き等により家庭において保護を受けられないことを常態とする者とするであります。

次に、入所申請でありますけれども、この後6条、7条、8条につきましては、もともと条例施行規則のほうで制定をしておりましたが、こちらを今回条例のほうに移動して制定をしたいというものであります。

入所申請につきましては、第6条、保護者は児童を学童保育所に入所させようとするときは、あらかじめ町長に申請して許可を受けなければならない。

入所許可、第7条、町長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、相当と認めたときは、保護者に対し、学童保育所の入所を許可するものとする。

退所、第8条、保護者は、学童保育所に入所している児童を退所させるときは、町長に届け出なければならない。

その他、許可の取り消しであります。第9条で、町長は、学童保育所に入所している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の許可を取り消しすることができる。1号、集団生活に適さないとき、2号、正当な理由がなく長期間にわたって利用がないとき、3号、その他、町長が特に必要があると認めたとき。

続きまして、保育料であります。今回、さきの条例と同様に、子育てにおける保護者の

負担軽減が今回の趣旨であります。

保育料、第10条であります。旧では、現在月額7,000円でありますけれども、第10条で学童保育料は、児童1人につき月額5,000円とするであります。2、保護者は、前項の保育料を毎月25日までに納入しなければならないということで、3項につきましては、従前同様の内容であります。

続きまして、次ページ、資料5-3をごらんください。

保育料の減額であります。軽減措置ということになりますけれども、今回第11条で、学童保育所に同一世帯に属する児童が複数入所する場合の保育料は、2人目については2,500円、3人目以降については無料とするという内容でありますから、同時期に小学校の1年生から6年生までの間で3人いた場合については、3人目については無料となりますし、2人目の子については半額というような規定になりますので、もし1人目の子が中学生になった場合については、2人目、3人目の子は、改めて1人目、2人目というような形で解釈していただければというふうに思っております。

それから、2項と3項につきましては、条例施行規則からの移動ということで同様でありますけれども、学童保育所では、月の中途から入所する児童の保育料は、入所する日が当該月の15日までの場合は5,000円とし、16日以後の場合は2,500円とする。また逆に3項では、月の中途において退所する児童の保育料は、退所する日が当該月の15日までの場合には2,500円とし、16日以降の場合は5,000円とするということで、要は一月がありますけれども、これを1日から15日までの部分を前半の半月、16日以降は後半の半月ということで、月の保育料を半額に規定ができるという内容のものであります。

保育料の免除につきましては、第12条で制定して、生活保護法の適用を受けている保護者に対しては、保育料の全額を免除するであります。

規則への委任ということで、第13条、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則に定めるということであります。

それでは、議案21ページの本文のほうに戻っていただきまして、附則であります。

施行期日。

1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例の施行日前において、納付すべきであった保育料は、なお従前の例による。

準備行為。

3、学童保育所の入所に係る手続き、その他この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるという内容であります。

以後、御質問においてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 全面改正によって、より保護者、あるいは児童が入所しやすいとか、料金を安くしているということについて、大変結構なことだと思うのですけれども、第3条の学童保育所に、所長その他の必要な職員を置くというのですけれども、所長のほかに必要な職員ということは、2名を下らないのではないかなと思うのですけれども、その辺の考えは、そのように理解していいのですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 3条の職員でありますけれども、所長につきましては、現在次長職で、私の職で想定をしているところであります。それから、その他必要な職員ということでもありますけれども、学童保育所につきましては、現在29人の子供たち、児童が入所しておりますけれども、今3名体制で職員を配置しております。1名は、保育士資格を持った正職員、それからもう1名は保育士資格を持った嘱託職員、もう1人は短期の臨時職員を、これは資格のありなし関係なく、職員を1名置いての3名体制で常時体制をつくって運用しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 保護者から聞いたお話では、例えば学童保育で預かっているときに病気になって、職員がついて病院に行くか、あるいは保護者に直接来てもらってという話なのですけれども、仕事についていて、途中で子供のところに駆けつけるというわけにいかないのか、その辺の対応を十分してほしいという話があったものですから、今人数を聞いて、3人の体制で、今言ったようなことについては、克服できるということによろしいのですか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 谷議員が今御質問のとおり、3人体制ということでもありますので、基本的には、例えばお子さんが熱を出した場合については、まず保護者のほうに連絡をいたしまして、その状況を見て、学童のほうでそのまま預かるか、保護者に学童のほうに来ていただいてお子さんをお引き受けいただけるかという形ですけれども、いずれに対しても複数体制をとっておりますので、十分その辺は保護者の御不安な点を示さないような形の中で対応できているというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

6 番渡辺議員。

○6 番（渡辺三義君） 今聞きましたら、29名の方が利用されているということで、ここ数年ですか、利用度というのは、増減についてちょっとお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） それでは、利用度の関係でありますけれども、直近の数字でありますけれども、実は学童保育所につきましては、平成元年当初、教育委員会所管でありましたけれども、途中で現在の保健福祉センター側のほうに所管が移りまして、平成24年度から再度教育委員会所管ということで学童を運営しております。

それで、平成24年度から平成26年度、昨年度までは1年生から3年生までが対象ということでありましたけれども、24年度につきましては、当初入所児童が9人で、最大で対象児につきましては12人というような状況でありました。25年度につきましては、当初入所児童が7人で、年度末入所児童につきましては10人、それから26年度につきましては、当初入所児童が15人で、年度末入所児童も15人ということの推移であります。今回、本年度27年度から、1年生から6年生までに対象を拡大したということで、今回29人まで増加になっているというような現状であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 現在29名が利用しているということですが、1年生から6年生までいるので、入ってくる時間が違うと、宿題をやる子、遊びたい子と、ちょっとばらばらになってしまうと思うのですけれども、実は私も学童のお手伝いをしていたことがあって、教室が、普通の教室よりちょっと大きいぐらいの割と狭い部屋にみんな一緒にいるのですけれども、学校の多目的室だとか、体育館ですか、使っていない時間に学童の子供たちに開放するとか、そういう考えはございませんか。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） 御指摘のとおり、確かに学童保育所につきましては、今6年生から1年生までということで、授業がそれぞれ学年で終わった後、放課後保護者が迎えに来るまでの時間ということでありますので、若干ばらつきはありますけれども、大体給食を食べて、5校時、6校時が終わってからということになりますので、普段はそれほど大きな差はなく、下校してきて、学童保育所のほうに入ってくるということであります。詳しい時間は、ちょっと今押さえているわけではありませんけれども、基本的には、ある程度決められた時間を勉強する時間ということに押さえておりますので、勉強する時間、それからみんなで遊ぶ時間というのは、1年生から6年生まで大体一緒に活動しておりますので、そこにお子さんに不便をかけているというようなことはないかなというふうに思っております。

それから、あと学校の施設でありますけれども、陸別小学校内にありますので、例えば多目的ホールでありますとか、体育館につきましては、空いている時間については利用することは可能かというふうに思っておりますけれども、ただ、指導員が3名いるとはいえ、29人がばらばらのことをやると対応はできませんので、その都度、例えば夏はプールに行くグループだとか、例えば冬になってちょっとその辺を散歩するだとか、スケートに行くグループだとかということについては、ある程度まとまった人数で、指導員のつけ

る場合については対応しておりますけれども、そのほかについては、なるべく目の届く範囲の中で見ているというような形で対応しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 1年生から3年生だったのが拡大されて29名と、小学生が今100人弱ですか、九十数名いる中の3分の1が利用しているということでありますから、多分きつといろいろな要望が出てくると思うのですけれども、そこで3人体制が本当に、今、次長が言ったように、目の届く範囲がそれなのかというところのいろいろな疑問も出てくるのかなと。それと、今、中村議員が言ったように、預ける中にいろいろな要望が出てくるのですけれども、応えるためには、職員が3人で足りるのかというところに入っていくのかなと思います。

それともう一つ、先ほどの保育所の関係と、ちょっと似ているようで似ていないようであるということだと思うのですけれども、確認なのですけれど、1年生から6年生までいる人が1人目、2人目ということでもいいのですよね。文章的なことと、さっきのことがちょっと1人目、2人目とかというのが多分混乱して世の中に出ていったらあれなのですけれども、そこで1年生から6年生までが、もし子供3人いたら、最初1人目、2人目いました、1人目が卒業しましたといったら、そこにいる人数で減免ということなのですか、これの確認です。

それと、これから35名の定員ということでは、結構3人でもきついのかなと思うところの質問でございます。

○議長（宮川 寛君） 有田教育委員会次長。

○教育委員会次長（有田勝彦君） まず指導員の体制につきましては、何人いれば適正なのかということになりますけれども、昨年15人、最大いたときには2人体制で見えておりました。今回、ことし始まるときに、約30名近い子供たちが入ってくるということで、実際の現場にいる指導員の方たちとお話をさせていただきました。人数は多いのですけれども、基本1カ所の場所にいるということと、それから、実際に今回も29人登録しておりますけれども、下校時から、例えば今6時15分までの時間でありまして、ずっと29人いるという状況ではないです。早い御家庭であれば、もう5時前には随時迎えにくるということでもありますので、一時、最大限の人数おりますけれども、途中からは5時以降どんどんどんどん減っていくという状況でありますので、現場の状況から、今29人の子供たちを3人で見ることは物すごく大変だということでは聞いておりませんので、その辺は、安全に子供たちを見られる状態に今いるというふうに思っております。

ただ、今後につきまして、1年生から6年生までの学年でいうと、一、二年生が多いということでもありますので、そこだけが特化しても多くなってくると、それは状況を見て3人を4名にしなければならないかという場合については、現場と十分相談しながら対応できるようにやっていきたいなというふうに思っております。

それから、軽減措置の関係でありますけれども、間違いなく在籍している人数ということになりますので、例えば6年生、3年生、1年生にいれば、3人ということになりますけれども、6年生の子が卒業して、弟さんたちが4年生、2年生に上がるときについては、これはあくまでも1人目、2人目という計算になります。上の子が卒業してしまうと、また3人目の子は1人目から始まるということなので、あくまでも学童に在籍しているときの人数ということで御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号陸別町学童保育所条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮川 寛君） 起立全員です。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第86号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

---

○議長（宮川 寛君） 日程第10 議案第86号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第86号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴い、所要の条例を制定するものでありますが、内容につきましては、町民課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、私のほうから議案第86号陸別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を説明いたします。

議案集の22ページをごらんください。まず最初に、条例の冒頭の第1条を読み上げます。

趣旨。

第1条、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

この趣旨に関しまして、議案説明資料を用いて説明したいと存じますので、議案説明資料6-1をごらんいただきたいと思います。資料におきましては、法律の名称を番号法としておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

まず、条例全体の趣旨を説明いたします。番号法第9条では、個人番号を利用できる範囲というものを、この資料1番目の丸にあります①から③までと規定しております。今回は、このうちの②の地方公共団体が条例で定める事務において利用する場合という番号法第9条第2項の規定が該当します。さらに、米印で記載のとおり、条例で定める事務につきましては、社会保障・地方税・防災に関する事務に限られております。この番号法第9条第2項の規定に基づき条例を定める必要があるのが、その次の丸の①と②になりますが、まず①のいわゆる独自利用に関しましては、当町は現時点においては行わないことから、この条例には盛り込んでおりません。今回は、その②の同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合、いわゆる庁舎内で情報のやりとりを行うという庁内連携に関して条例を制定するものであります。このことを今回の条例の第4条で規定しております。

次に、条例第5条を規定する趣旨について説明申し上げます。

番号法においては、同一地方公共団体内部の連携であっても、他の機関、つまり今回の場合、教育委員会への特定個人情報を提供することは特定個人情報の提供として番号法の第19条で制限されることとなります。ただし、番号法第19条の第9号において、条例で定めることで特定個人情報の提供の制限を除くと規定されており、このことに基づいて第5条を規定するものであります。

次に、資料ナンバー6-2をごらんいただきたいと思います。

ここで、個人番号利用スケジュール、つまり番号法の施行期日について簡単に説明させていただきます。この図の一番下の矢印部分をまずごらんください。ことし4月3日に公布されました政令第171号で、番号法の施行期日は10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行月日は、平成28年1月1日とされました。この附則第1条第4号に掲げる規定に先ほど説明しました第9条が含まれておりまして、いわゆる個人番号の利用が年明けの1月1日から開始されるということになります。これによりまして、庁舎内において既存の業務システムによる情報連携を可能とするために、今回条例を制定しよ

うとするものであります。

なお、国が現在整備を進めております情報提供ネットワークシステム、いわゆる中間サーバーを介した情報連携の開始につきましては、地方公共団体の場合は、図でいいますところの④番にあります平成29年7月を予定されております。

次に、資料6-3をごらんください。

条例第4条、今回の条例第4条で、個人番号の利用範囲というのを定めているのですが、そこに別表第2の第4欄とか、及び第2欄という定め方をしておりますので、あらかじめその部分の説明をさせていただきます。

この表は、番号法第9条で定めています別表第1と別表第2の一部分を抜粋してさらに対応させた形にしております。繰り返しになりますが、番号法では、第9条で個人番号の利用できる範囲というものを社会保障・地方税・防災関係事務と定めておりまして、表の左側が別表第1で、利用できる具体的な事務を定めております。今回条例で示しているのが右側の別表第2ということになります。別表第2では、別表第1で定めた事務の範囲内において情報照会者が誰で、情報提供者が誰か、さらにはどのような特定個人情報を提供するのかを定めております。この別表第2を縦の区切りで見ますと、左から情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報となっております、この情報照会者の欄が第1欄、そこから順に事務が第2欄、情報提供者が第3欄、特定個人情報が第4欄となります。

一つ例を申し上げますと、別表第2の一番下の漢数字の九十四のところをごらんください。ここでは、情報照会者が市町村となっておりますが、当町の場合、実際の事務の取り扱いにおいては、保健福祉センターの介護担当ということになります。利用する事務は、介護保険の保険給付の支給ほかとなり、情報提供者の市町村の部分は、実際の取り扱いが町民課の税担当や戸籍住民担当などということになります。そして、その取り扱う特定個人情報というのが、地方税関係の情報や住民票関係の情報などということになります。

なお、この別表第2の2段目、漢数字の三十八の項目が教育委員会に関する事務であることから、情報の提供の制限から除外するために、条例第5条で規定することとしております。

ここで議案集の22ページにお戻りください。

第2条から順に要点を説明していきます。ここでは、条例において用いられる用語のうち、その意義を明確にすべきものとして、個人番号、特定個人情報、個人番号利用事務実施者及び情報提供ネットワークシステムについて定義を定めております。

次に、第3条では、個人番号の利用に関しまして、町としての責務を規定しております。

次に、第4条関係です。まず第1項では、番号法第9条第2項から委任された事項である同一執行機関内における複数の事務の間で特定個人情報を庁内連携することにより、利用する事務を規定しております。

第2項では、町の執行機関が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務において、同一の執

行機関が保有する特定個人情報であって、第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を包括的に定めております。ただし書きというのは、番号法の規定によりまして、情報提供ネットワークシステムを使用して、ほかの団体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、情報提供ネットワークシステムを優先するという規定であります。

次に、第5条では、先ほど説明いたしました教育委員会との情報の提供に関する規定を定めたものでありますが、第1項に出てくる別表第1というのは、条例で定める次のページ中段に記載しております表のことであります。これは、先ほど資料で説明しました番号法別表第2の三十八の部分条例で定めるものであります。

次に、第2項では、第1項で定めた特定個人情報の提供があった場合には、その内容の書面の提出を不要とする規定であります。

第6条では、規則への委任を定めております。

次に、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川 寛君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 番号法に基づいて新しい条例を制定するわけなのですが、私はさきの町税とか、あるいは国保、介護でも質問したように、この情報網がどこまで個人のシークレットというか、そういうものが守られるのかというのは、今回の条例の中でも医療関係、あるいは学校関係、戸籍、それから住民票とか、そういう個人情報ですね、それと基幹系というのですか、いわゆる番号と生年月日、姓名、住所、そういうものときちっと機械的に分離されているのかというのが甚だ疑問に思うけれども、そういうサーバーという言葉、よく意味がわからないけれども、機械的にそういう一つずつが独立してあって、そして連携する場合にはパスワードを使いながらその情報を得るという、そういうシステムのことが必要ではないかと思うのですけれども、そういうセキュリティーというのですか、そういう対策はどこまで、いわゆる基幹系ネットワークと情報系ネットワークの分離をどのようにしているのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問ですが、基幹系のネットワークと情報系のネットワークにつきましては、国の指導に基づきまして、先ほど、この法律の施行月日であります10月5日をもって、分離しております。一つ一つ基幹系のネットワークを動かす場合には、その担当のパスワードですとか、IDを入力しなければ開けない状態になっております。誰でも彼でもが開けない状態になっております。その権限というのは、先ほ

ど言いました社会保障、税、そういった分野の担当しか権限を持たせていないという状況であります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 本当に今どきこういうものは、私の年代ではなかなか理解できない面があるのですけれども、きのうだかの情報でも、大阪でああいうふうに情報が漏れてしまったとか、あるいは年金機構で123万件ぐらいのものが漏えいしたという、いわゆる世の中には常に悪賢い人がたくさんいるという中で、こういう個人の情報の、いわゆる芋づる的に出ることが非常に危うい状態ではないかと思うのですけれども、できるだけ先ほど課長が説明したように、パスワードとか、複雑なそういう分離、あるいはアクセスする場合における対策を十分とってほしいと思います。その辺について、もう一度答弁願います。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） セキュリティーの関係につきましては、今後も利用の拡大に伴いまして、いろいろな形で国から指示が出ておりますので、それに合わせまして、うちのシステムも対応していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 個人番号利用実務実施者についてですけれども、先日企業向けのマイナンバーの説明会に行ったときに、企業では、1人ないし2人に限られて、それも机の横には壁をつくらなければいけないとか、完全に孤立した状態で、ほかの人の目に触れないようにしなければいけないとかいう話があったのですけれども、陸別町では、課ごとにそういう責任者を設けているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先ほども申しましたが、利用範囲というのがごく限られておりますので、現段階では、その利用範囲の業務に携わる者の権限だけであります。

それから、当町で想定されるのが、今後、住民の皆様の中で個人番号カードを取得される場合、うちの町民課の窓口で交付することになります。その際には、個人番号カードの暗証番号を住民の皆様がそれぞれ設定することになります。設定する際に、ほかの方に見られないように、今回、この後補正予算でお願いすることになりますが、つい立てを購入する予算を計上させていただいているところであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第86号陸別町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮川 寛君) 起立全員です。

したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第11 議案第87号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第6号)
  - ◎日程第12 議案第88号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
  - ◎日程第13 議案第89号平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)
  - ◎日程第14 議案第90号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
  - ◎日程第15 議案第91号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
  - ◎日程第16 議案第92号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
  - ◎日程第17 議案第93号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 

○議長(宮川 寛君) 日程第11 議案第87号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第6号)から日程第17 議案第93号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 補正予算案、議案第87号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第6号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,142万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,713万円とするものであります。

続きまして、議案第88号平成27年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第4号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,711万8,000円とするものがあります。

続きまして、議案第89号平成27年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ694万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,624万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第90号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,083万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,452万2,000円とするものであります。

続きまして、議案第91号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,174万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第92号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,584万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第93号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,130万円とするものであります。

以上、議案第87号から議案第93号まで、7件を一括提案いたします。

内容については、副町長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(宮川 寛君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、私のほうから議案第87号平成27年度陸別町一般会計補正予算(第6号)から議案第93号の平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで、一括して説明をさせていただきたいと思います。

なお、一般会計補正予算、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算、簡易水道事業特別会計補正予算、それから公共下水道事業特別会計補正予算については、職員の人件費の補正がございます。2節の給料、3節職員手当、4節の共済費でありますけれども、内容としては、給料の2節については、人事異動、それから職員の採用、退職、休職などに伴う補正、それから3節の職員手当につきましても、同様に人事異動、採用、退職、休職に伴う補正、あるいは扶養親族の移動、住居の転居ですとか、時間外勤務手当については4月から10月までの実績と11月以降の見込みを精査した補正でございます。

す。それから4節共済費については、今申し上げた理由のほかに、10月から共済費については制度改正がございました。御存じのとおり、10月1日から共済年金も厚生年金一元化になるということで、負担金率ですとか、標準報酬制度の導入に伴う掛金の関係に改正がございますので、そこら辺の補正が主な内容となります。

あと、それ以外においても共通することは、事務事業の確定、あるいは確定見込みに伴う減額、あるいは4月からの実績ベースと11月以降の見込みを精査する中での補正予算が主な内容となっております。

それでは、議案第87号について御説明を申し上げます。

議案第87号平成27年度陸別町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、12ページをお開きください。

12ページ、歳出でありますけれども、2、歳出、1款議会費1項議会費1目議会費、議会費で69万8,000円の減額であります。3節職員手当等で期末手当70万円の減額。これは、ことし改選期でございましたので、6月分の期末手当の減額となります。それから、9節旅費9万9,000円の減額。内訳として、費用弁償で8万8,000円の減額、普通旅費で1万1,000円の減額ですが、これは新任議員研修会が予算では1泊2日で見えておりましたけれども、日帰りで終わったということで、その全額が減額となります。それから、11節需用費3万6,000円。これは印刷製本費ですが、議会広報ページ数の増に伴う補正となります。それから、12節役務費5万円の減額。これは筆耕翻訳料ですが、改選期における議員氏名標などの作成委託の確定減額。13節委託料1万5,000円の追加は、会議録作成、会議時間の増に伴う委託料の追加となります。

それから、次のページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費ですが、2節の給料、職員手当、共済費につきましては、人件費の減ということで、合わせて551万9,000円の減額となります。それから、14ページ、9節旅費69万4,000円、普通旅費ですが、今年度職員4名を採用しました。その既定予算の中で赴任旅費として支給しておりますので、その赴任旅費の69万4,000円であります。それから、11節需用費68万2,000円、消耗品費ですが、これは庁用のコピー用紙ですとか、事務用品関係の不足が生じるということでの追加となります。12節役務費9,000円、これは通信運搬費ですが、これはマイナンバーにおける町に返戻された通知カードの再送付送料の郵便料となります。それから、14節使用料及び賃借料96万1,000円、これは複写機使用料でありまして、庁舎内には出先も含めて8台ございますが、コピーの増に伴いま

して不足が生じるということでの96万1,000円の補正。18節備品購入費1万6,000円については、来年4月に職員を3名採用しますが、そのパソコン代が23万1,000円、マイナンバー制度における機器共同調達で中間サーバーですとか、先ほど質問にありましたカウンターの暗唱番号入力時のつい立て、それら機器調達の確定見込みによる減額の差し引き1万6,000円の補正となります。

それから、2目の文書広報費12節役務費20万円は、庁舎郵便料が不足するということでの追加となります。

それから、5目の財産管理費11節需用費、消耗品費。それから12節の役務費6万円。次のページの18節の備品購入費で13万9,000円ですが、資料ナンバー9をお開きください。資料ナンバー9であります。

資料ナンバー9は、電気自動車活用事例創発事業ということで、実は日産自動車の電気自動車の無償貸与が決定されました。趣旨は、ここに記載のとおりでありますけれども、対象としては都道府県で2台ということで、北海道2台がありましたけれども、そのうち1台が陸別町に決まりました。納車は、来年1月以降ということになりますけれども、貸与車両としては、7人乗りのワゴン車、カラー、ブラックメタリックであります。貸与期間としては3年間受けるわけですが、その後は町で購入の予定を考えております。

予算書14ページにお戻りください。14ページです。

それで、今申し上げました電気自動車の関係の予算、11節需用費24万8,000円、消耗品費、これはタイヤなどでございます。それから、12節役務費6万円は、保険料、車検関係の手数料。それから、次のページ18節については、13万9,000円ですが、充電用の備品関係でございます。合わせて44万7,000円の電気自動車に係る補正となります。それから、17節公有財産購入費、土地購入費、これは資料ナンバー10に位置図をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思いますが、東1条2区の庁舎横の土地でございます。面積が535.57平米で、購入費が262万5,000円の予算を計上しております。

それから、15ページ、25節積立金2億1,908万円であります。ふるさと整備基金積立金が3,018万円。この中には、寄附3件18万円も含んでおります。いきいき産業支援基金積立金3,000万円、地域福祉基金積立金5,000万円、公共施設等維持管理基金積立金3,890万円、給食センター管理運営基金積立金7,000万円であります。なお、資料ナンバー8に基金残高一覧表をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

7目の企画費、補正額1,560万2,000円ですが、主な内容としては、今建設中の移住産業研修センター関係で801万4,000円、それから地域間幹線系統路線維持費補助金524万3,000円、空家調査等219万5,000円が主な内容となります。

それでは、まず資料ナンバー、追加1を見ていただきたいと思います。

資料の追加1になります。今建設中の移住産業研修センターの平面図でございます。ま

ず、左側が1階の平面図となります。駐車スペースも10台確保しております、その真ん中に厨房、食堂と書いてございます。ここが一応食堂となります。1階の食堂を基点として左側に2戸、右側に2戸となります。それから、右側の図面、これは2階の平面図となります。ちょうど真ん中にミーティングルームがございまして、これは共有スペースとなります。同じくミーティングルームを基点にして、左側が2戸、それから右側が2戸、合わせて1階4戸、2階4戸の計8戸となります。

なお、予算につきましては、1階の食堂、2階ミーティングルームの共有部分にかかわる補正予算、それから各個別8戸の共通備品関係の補正予算、これが主な内容と、予算上はなります。

予算書の15ページをお開きいただきたいと思います。

企画費でございますが、ただいま説明した移住産業研修センターに係る予算としては、まず4節の共済費、社会保険料、これは3,000円、これは労災保険料となります。それから7節の賃金、臨時管理人賃金67万2,000円、これは調理人の賃金となります。それから需用費122万8,000円、消耗品費、これは食堂、ミーティングルームに係る消耗品、食器ですとか、そういったもろもろの消耗品関係74万2,000円。それから燃料費、これは2月中旬以降の稼働ということになるかと思っておりますので、2カ月分11万5,000円。それから食料費16万円、一応入居は3月からを考えてございます。その1カ月分となります。それから、光熱水費21万1,000円、これは2月中旬から3月の2カ月分ということです。それから、12節役務費10万1,000円、これはまず通信運搬費で、電話代2カ月分で1万6,000円、手数料の口座振替、建物災害保険料が内容となります。それから、14節使用料及び賃借料で、テレビ受信料1万円、これは2台分となります。それから、18節の備品購入費600万円、管理用備品ですが、これは資料ナンバーの12-1に先ほど説明した食堂、ミーティングルーム、それから個別8戸の共通備品関係の一覧をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それで、次に、16ページの委託料、そのうち226万8,000円でございますが、そのうちのまず総務費委託料、清掃業務7万3,000円、これは、ちょっと暮らし住宅、移住体験住宅ですが、その利用者の増に伴いまして、清掃回数がふえてございます。その不足分7万3,000円の補正となります。それからその下、空家調査等219万5,000円。資料ナンバー11をお開きください。資料ナンバー11となります。

資料ナンバー11は、空家等対策事業、とちぎ県（本別町、足寄町、陸別町）連携地域モデル事業ということで、空き家の対策事業であります。陸別町内では5戸、3町合わせて25戸の移住・定住促進住宅を平成30年度までに供給するというので、スケジュール（陸別町分）ですが、このたび補正予算で委託料219万5,000円を予算計上しまして、空き家の実態調査、空き家データベースの構築、28年度においては、空き家のピックアップ調査、空き家所有者の意向を把握ですとか、そういう計画関係を実施し

て、29年度に空き家の利活用調査、移住・定住促進住宅の整備、供給ということにスケジュールを今考えてございます。とかち東北部連携地域モデル事業とはとございますが、これはここに記載のとおりでございます。

なお、この委託料219万5,000円のうち、歳入で210万円が道から補助金として入ってきます。

それでは、予算書16ページにお戻りください。

14節使用料及び賃借料で、土地建物借上料7万7,000円ですが、資料ナンバー13をお開きください。資料ナンバー13、これは陸別町定住促進住宅ということで、旭町の森林管理署のアパートでございますが、4戸、もう既に5月から借りておりますけれども、今回、町道側の事宿①号、事宿③号の2戸について、現在は森林管理署を退職された方2世帯が入っているわけでございますが、1月から3月まで、町がこの2世帯についても、継続して官舎に入居したいということでございますので、町として森林管理署と話をして、この2戸についても町が森林管理署から借りると、そういったことで1月から3月分の3カ月分、2戸の追加賃貸料に係る予算7万7,000円でございます。

なお、1カ月当たり1万2,755円を森林管理署に払うわけですが、その2戸の3カ月分ということになります。

それでは、予算書の16ページにお戻りください。

16ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、地域間幹線系統路線維持費補助金524万3,000円ですが、資料ナンバーの14をお開きください。資料ナンバー14であります。

資料ナンバー14は、地域間幹線系統路線維持費補助事業でありまして、簡単に言えば、今、帯広陸別線の十勝バスが走っています。北見陸別線の北見バスが走ってございます。27年度においては、帯広陸別線、それから北見陸別線とも、赤字の運営になっているということで、国の補助金がありますけれども、それを引いても赤字になるということで、その赤字分を沿線自治体で負担するという内容でございます。

まず、上の帯広陸別線ですが、負担割合一覧としては、ここに記載のとおり帯広市から陸別町まで均等割、距離割、人口割となっております。帯広市が11.3%の負担割合、陸別町は9.4%の負担割合となっております。それで、負担額の算出ですが、経常費用としては、十勝バスが運行に係る経費でございます。これが1億9,026万3,195円、その運行に係る経常的な収入が7,586万3,564円、この差し引きが経常損益として1億1,439万9,631円の赤字ということで、そのうち国、道の補助金が7,909万4,000円入ります。それを差し引いた3,530万5,000円を帯広市から陸別町の、今負担割合を申し上げましたけれども、その負担割合に応じた負担金として赤字分を補填するという中身であります。したがって、各市町の負担額ですが、帯広市においては398万9,000円、幕別町が473万1,000円とありまして、陸別町は331万9,000円の負担ということになります。帯広陸別線については、平成22年度か

ら赤字になっておりまして、22年度から赤字負担を開始しております。

今度、北見陸別線でございますが、北見陸別線についても赤字に伴っての沿線自治体の負担ということになります。北見市から陸別町まででございますが、走行距離はここに記載のとおりで、陸別町は22.2キロございます。負担割合も距離割、均等割、人口割ということで、北見市が0.9062、陸別町は0.022という負担割合になります。負担額の算出でありますけれども、経常費用が8,048万6,287円、経常収益が4,028万8,279円、差し引き4,019万8,008円が経常損益となります。国、道の補助金3,074万円を差し引いた945万9,000円が沿線市町、北見市から陸別町の負担額となります。負担割合を乗じた結果、北見市が433万4,000円となりまして、陸別町は192万4,000円の負担ということになります。

なお、北見陸別線については、26年度、昨年度から赤字に転じておりまして、26年度から赤字分について沿線で負担をしているという内容であります。

下に、二重丸で書いてございますが、年度というのは、昨年10月1日からことしの9月30日までの1年間ということになります。つまり、この期間が国の補助期間ということでの算出となりますので、このように年度を設定しております。

なお、各市町の負担額であります。これは8割が特別交付税として国から交付されます。27年度陸別町の負担金ですが、帯広線と北見線合わせて524万3,000円の負担となります。

それでは、予算書16ページにお戻りください。

交流センター管理費7節の賃金、臨時管理人賃金ですが、これは最低賃金制の改正に伴っての追加の補正となります。それから、11節需用費、光熱水費4万5,000円ですが、資料ナンバーの16をお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー16、道の駅充電インフラ整備事業であります。電気事業の充電施設の設置ということになりますけれども、国の事業名としては、平成26年度補正予算において次世代自動車充電インフラ整備促進事業ということになります。E-O-A-S-I-Sプロジェクトということで、充電インフラ整備にかかわる企業が提携し、設置者に負担のかからない充電インフラの導入、運営システムを提供する事業ということで、事業実施者は日本充電インフラ株式会社でございます。ここが国からの補助金の申請、設置、管理、運営までを全て実施することになります。全額、国の補助事業でございます。

陸別町はどういうことをするかといいますと、設置場所の提供と電気料の負担だけということになります。設置場所ですが、今の道の駅オーロラタウン93がございまして、商工会との間に駐車場がございまして、そこに物置がございまして、その横のところに1台分のスペースを確保して、充電施設を設置することになります。電気料としては12月から3月までの4カ月分、4万5,000円の今回の補正となります。

次に、資料ナンバー15をお開きください。前のページになります。

前のページは、オーロラハウスの利用状況でございます。ここに記載のとおり、オーロ

ラハウスの宿泊者の利用状況でございますが、4月から10月までの当初予算では2,252人を見ておりましたけれども、10月までで3,052人ということで、当初予算と比較すると800人ほど宿泊者の利用がふえてございます。理由としては、工事関係者の利用がふえているということでありまして、トータルすれば、前期6カ月間でふえた分を今回補正をさせていただいております。なお、11月以降の予算でみている宿泊者ベースから増減がございましたら、3月での補正も考えられるということでございますので、そこら辺御理解をいただきたいと思っております。

それでは、予算書17ページにお戻りください。

それで17ページ、一番上の13節委託料330万円、宿泊研修施設管理ということで、ただいま説明した800名ほどの利用者の増に伴う追加の補正ということになります。

12目の銀河の森管理費2節給料、職員手当、これは人件費にかかる補正で、差し引き26万9,000円の減額となります。それから、12節役務費、手数料、宿泊予約システム利用13万2,000円。13節委託料67万9,000円、コテージ村管理の追加の補正ですが、資料ナンバー17をお開きいただきたいと思います。

資料ナンバー17、これはコテージ村の各棟数の比較でございます。

当初予算では、トータルとして665棟分を見ました。稼働率は26.03%を見ましたけれども、27年度実績ベースで、11月までで640ほどの棟数の利用があります。トータルすれば、見込みとして772棟、予算から見ますと107棟の利用増となります。稼働率は30.22%ということで、これも利用者の増に伴う、今回補正ということになります。分析をしますと、オーロラハウスが工事で利用者がふえているということですので、そこに泊まりたいけれども満杯でコテージのほうに泊まる、そういった方もあるようですけれども、家族ですとか、グループでの旅行者の利用の増があるということ聞いてございます。

それでは、予算書17ページにお戻りいただきまして、今言いました委託料67万9,000円については、コテージ村の利用増に伴う委託料の追加でございますし、その上の宿泊予約システム利用13万2,000円は、旅行雑誌「じゃらん」がございまして、じゃらんと提携しておりまして、じゃらんのインターネットからの申し込みがふえていると、そういったこともございまして、その手数料13万2,000円の補正となります。

それから、次のページ18ページ、同じく総務費の2項徴税費1目税務総務費3節職員手当、共済費は、人件費117万5,000円の増。それから、7節賃金1万4,000円は臨時事務職員賃金ですが、最賃制の改正に伴う追加分であります。

それから、3項の戸籍住民基本台帳費1目の戸籍住民基本台帳費、共済費は人件費であります。11節需用費で8万7,000円、印刷製本費ですが、これは戸籍用の改ざん防止用紙が不足しているということで、追加購入に係る予算となります。

それから19ページ、4項の選挙費1目選挙管理委員会費19節負担金補助及び交付金

8万1,000円、北海道自治体情報システム協議会への負担金ですが、御存じのとおり、選挙権が20歳から18歳に引き下げになりました。来年4月に予定されている参議院議員選挙から実施されるということで、その選挙人名簿システムの改修にかかる負担金でございます。この2分の1が歳入として入ってきます。

3款民生費1項社会福祉費1目の社会福祉総務費、職員手当、共済費、合わせて人件費として28万7,000円の補正であります。それから、13節委託料11万7,000円の減額は、防犯灯の新設・撤去でありまして、LED化工事をしましたが、その入札執行残でございます。それから、20節の扶助費71万3,000円、交通費助成で高齢者ということでございます。資料ナンバー18をお開きください。資料ナンバー18になります。

資料ナンバー18は、高齢者・障害者交通費助成補正予算資料（実績、見込みベース）ということですが、当初予算においては、4月から10月までは4,841人を見ておりました、11月から3月までも3,906人ということで、合計で8,747人の利用見込みを予算計上しておりました。結果として、4月から10月までの実績では5,941人ということで、1,100人ほど利用がふえてございます。それから、11月から3月までの利用見込みでも4,800人ということで、894人の増が見込まれると。合わせて当初予算では8,747人の利用を見込んでおりましたが、実績見込みでいくと1万741人ということで、1,994人の利用増が見込まれます。したがって、差し引き71万2,570円、補正予算で71万3,000円の追加の補正となります。要因としては、7月4日にオープンしました商工会が建設した「コミュニティプラザ ぷらっと」の利用者が大幅に伸びてございます。それが主な要因として聞いているところでございます。

それから、19ページにお戻りください。失礼、20ページになります。

28節操出金161万5,000円、これは介護保険事業勘定特別会計への操出金でございます。

それから、2目の老人福祉費8節報償費39万円の減額、これは敬老祝い金ですが、確定見込みによる減額となります。それから、18節備品購入費2万6,000円、管理用備品ですが、ふれあいの郷のガス炊飯器1台が故障しているということで、更新でございます。ちなみに、このガス炊飯器は、平成16年に購入して11年経過しているということでございます。それから、19節負担金補助及び交付金の243万4,000円の内訳ですが、負担金としては、後期高齢者医療広域連合、27年度の確定に伴う76万6,000円の減額。補助金、デイサービス運営事業320万円の追加補正ですが、資料ナンバー19をお開きください。

資料ナンバー19は、27年度の陸別町デイサービスセンター補助金資料でございます。利用者数・延べにおきましては、27年度当初においては、要支援1から要介護度5まで2,920人を見込んで補助金を算出して、当初では1,158万4,000円として予算計上して執行していたところですが、今回補正において、要支援1から要介護度5ま

で2,742人ということで、178人の利用者の減が見込まれるものでございます。合わせて介護報酬総額においても、補正後の数字が2,079万2,020円ということで、当初予算と比較しますと324万5,930円の減額となります。一方では、介護報酬以外の増ということで、人件費ですとか、燃料費の減額、そういったものの差し引きで4万6,000円ほどございますので、差し引き319万9,930円の追加補正、予算としては320万円の補正となります。したがって、当初予算と合わせた今年度のデイサービスセンターへの補助金の見込みとしては1,478万4,000円となります。

なお、介護報酬単価を参考までに改正前、改正後でつけておりますが、各介護度ごとに単価が下がっている現状でございます。

予算書の20ページにお戻りください。

3目の後期高齢者医療費28節操出金45万円の減額、これは後期高齢者医療特別会計への操出金であります。

それから、2項児童福祉費2目の児童福祉施設費、職員手当、共済費、人件費22万2,000円の追加の補正となります。それから、21ページ、19節負担金補助及び交付金3万9,000円、負担金ですが、保育所給食費の負担金であります。当初、園児63名で見ておりましたけれども、現在67名の保育所園児になっておりますので、4人ほどふえております。その不足分3万9,000円の補正になります。

3目の児童措置費20節扶助費で49万5,000円でございますが、これは児童手当の確定見込みによる減額となります。

それから、3項国民年金費1目の国民年金事務取扱費3節職員手当、共済費は、人件費27万2,000円の追加の補正となります。

それから、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、職員手当、共済費で、人件費として53万6,000円の減額となります。19節負担金補助及び交付金131万2,000円、負担金、これは道東ドクターヘリ運航事業の負担金です。ナンバー20に資料をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それから、2目の保健衛生施設費12節役務費、通信運搬費、これは保健指導関係の電話料の不足に伴う追加の補正となります。

それから、4目の環境衛生費13節委託料5万5,000円の減額。これは墓地の周辺整備、清掃の入札確定による減額となります。

5目の診療所費28節操出金1,462万3,000円の減額。これは、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への操出金の減額です。

それから、2項清掃費2目の塵芥処理費13節委託料26万4,000円の減額。これは塵芥収集等業務で、これは入札執行残となります。それから、19節負担金補助及び交付金164万6,000円の減額。池北三町行政事務組合の負担金ですが、確定見込みによる減額となります。

それから、3項水道費2目の水道費28節操出金144万1,000円の減額。これ

は、簡易水道事業特別会計への操出金の減額となります。

それから、6款農林水産業費1項農業費1目の農業委員会費、共済費7万1,000円ですが、内訳として、一般職の共済費5万9,000円は人件費になります。それから、その他の共済費、社会保険料等1万2,000円と、その下の賃金6万8,000円は連動しますが、最賃制の改正に伴う追加の補正となります。13節委託料7万2,000円ですが、内訳としては、農地台帳地図化システム等の整備事業の確定見込みによる減額3万8,000円。それから、相続関係説明図作成業務ですが、農地の2分の1以上の持ち分登記者の関係でございます。この調査業務が45万円、今回補正となります。差し引き7万2,000円の追加となります。

なお、45万円は、同額が歳入として、補助金として入ってきます。

2目の農業総務費3節職員手当等、共済費、これは人件費1万7,000円の減額となります。

それから、3目の農業振興費13節委託料27万5,000円、これは農業振興地域整備計画変更事業ですが、これは入札による確定減。14節使用料及び賃借料17万4,000円の減額。航空機使用料ですが、これは中山間地域等直接支払事業でございますけれども、現地調査として航空機使用料を見ておりましたが、24年に実施した航空写真によって、それを参考にしながら変更箇所を目視による現地調査を実施しました。それで、今年度航空機使用については実施しなくてもいいということで、全額減額となるものでございます。それから、23節償還金利子及び割引料2,000円、これは国庫補助金等返還金ですが、26年度の中山間地域等直接支払事業の確定に伴う国、道への返還金となります。

それから、8目の農畜産物加工研修センター管理費、共済費6,000円、これは人件費になります。

それから、7款商工費1項商工費1目の商工総務費、職員手当、共済費、人件費4万7千400円の補正となります。

それから、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、共済費14万9,000円、これは人件費でございます。

8款土木費2項道路橋りょう費1目の道路橋りょう総務費18節備品購入費540万円の減額。これは公用車ですが、除雪ドーザ1台、ショベルを購入しておりますが、これは入札執行残でございます。

それから、5項の下水道費1目の下水道費28節の操出金8万2,000円。これは、公共下水道事業特別会計への操出金となります。

それから、9款消防費1項消防費1目の消防費19節負担金補助及び交付金15万7,000円の減額。これは池北三町行政事務組合（消防分）に係る確定見込みによる減額でございます。

10款教育費1項教育総務費2目の事務局費、職員手当、共済費73万8,000円の

人件費の補正でございます。

それから、4項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金13万9,000円、文化団体活動推進事業ですが、これは教育委員長の行政報告にもございました11月29日に北見市で開催された北見地方アンサンブルフェスティバルに陸小リコーダークラブが出場しまして、金賞を受賞しました。1月8日、来月ですが、札幌で開催される第30回全道リコーダーコンテストに出場決定しております。その出場にかかる児童8名、引率3名、合わせて11名の全道大会参加に係る経費の補助金でございます。

それから、3目の文化財保護費4節共済費、賃金28万4,000円の減額。需用費で3万円の減額ですが、これは文化財の関係でございまして、北電の小利別陸別間の2回線化工事、それから草地造成事業、基幹農道整備事業、この三つの事業における埋蔵文化財の調査経費を計上しておりましたけれども、現地調査の結果、遺跡がなかったということで、予算全額未執行となりましたので、減額となります。

5項の保健体育費2目の体育施設費11節需用費、修繕料26万4,000円。これは体育施設の修繕の増に伴いまして、不足するための追加補正であります。

それから、3目の学校給食費、給料、それから手当は職員人件費、合わせて65万9,000円の減額となります。

なお、30ページから32ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で歳出を終わりにして、歳入……

○議長（宮川 寛君） 副町長、説明をちょっととめてください。

2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時39分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、歳入に移ります。6ページです。

1、歳入。

1款町税1項町民税1目個人、現年課税分で600万3,000円の追加であります。

同じく、2目の法人、現年課税分についても913万8,000円の追加の補正。

2項の固定資産税についても333万7,000円の追加の補正であります。

それから、4項町たばこ税、これも100万5,000円の追加の補正となります。

それから、9款地方交付税1項地方交付税1目の地方交付税ですが、普通地方交付税で、このたび1億6,446万円の追加の補正をしております。既定額では21億5,580万6,000円ですが、普通交付税が19億7,580万6,000円、特別交付税が1億8,000万円ですが、今回普通交付税で1億6,446万円の補正をしまして、補正後は21億4,026万6,000円の普通交付税、特別交付税が1億8,000万円であり

ます。

なお、27年度の普通交付税が確定しております、確定額が22億6,048万3,000円であります。したがって、現在1億2,021万7,000円ほど留保しております。

それから、12款使用料及び手数料1項使用料1目の総務使用料4節のふるさと交流センター使用料。これは、先ほど歳出でも説明しましたがけれども、利用者の増に伴う363万8,000円の補正。5節の銀河の森宇宙地球科学館等使用料、コテージ等使用料、これも同じく利用者増に伴う215万2,000円の補正となります。

それから、2項手数料1目の総務手数料ですが、地籍図複写手数料17万円の補正であります。これは、小利別地域の高規格道路の工事に伴いまして、コピーがふえているということでの補正となります。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目の民生費負担金2節の児童福祉費負担金であります、1,780万3,000円の追加補正であります。

なお、被用者児童手当負担金から、下から2番目の中学修了前負担金までは、児童手当の確定見込みに伴う28万2,000円の減額の補正ですが、その下、子どものための教育・保育給付費負担金1,808万5,000円の追加補正。これは、へき地保育所の運営費補助金であります。2分の1分となります。

それから、2項の国庫補助金1目の総務費補助金1節の総務管理費補助金711万6,000円の追加ですが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の追加交付であります。資料ナンバー7をお開きください。

資料ナンバー7は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業のタイプⅡの追加交付後でございます。当初から地域消費喚起・生活支援型と地方版総合戦略先行型で予算を見ておりましたけれども、今回、追加交付ということで、真ん中の中ほどに、建設課の建築担当、太陽光発電施設設置助成事業（6月補正）、それから一つ飛んで、妊婦健診交通費助成事業（6月補正）、その下のふるさと雇用対策事業（6月補正）、これについては6月で単費で補正をしましたがけれども、この追加交付は、人口ビジョン・地方版総合戦略を10月末日までに策定した自治体に対して追加交付されるというものでありまして、当町も10月30日に人口ビジョンと地方版総合戦略を策定しました。したがって、追加交付が認められました。711万6,000円あります。その表の中の中ほどに、追加交付でございます。したがって、事業費と充当額、同額ですが711万6,000円の事業費に対して711万6,000円の追加交付を受けました。その補助金でございます。

それでは、予算書8ページにお戻りください。

2節の選挙費補助金4万円、これは先ほど説明しました選挙人名簿のシステム改修費2分の1分の4万円あります。

それから、14款道支出金1項道負担金1目の民生費負担金1節の社会福祉費負担金11万6,000円の減額。これは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額でございます。

すが、これは27年度分の確定に伴う減額です。それから、2節の児童福祉費負担金893万4,000円ですが、上の被用者児童手当負担金から特例給付負担金までは児童手当の確定見込みによる19万2,000円の減額。その下、子どものための教育・保育給付費負担金904万2,000円は、へき地保育所の運営費4分の1分でございます。

2項の道補助金3目の農林水産業費補助金1節の農業費補助金、農業委員会活動促進事業補助金14万6,000円の減額ですが、臨時職員の賃金の確定見込み分が59万6,000円の減額。先ほど歳出で説明しました相続関係説明図作成業務分45万円、差し引き14万6,000円の減額となります。

それから、5目の総務費補助金1節の総務管理費補助金、地域づくり総合交付金210万円。これは歳出で説明しました池北三町の連携事業、空き家調査業務に係る分でございます。

それから、15款財産収入1項財産運用収入1目の財産貸付収入1節の土地建物貸付収入52万2,000円、移住促進住宅貸付収入32万2,000円。これは移住促進モデル住宅、それから、ちょっと暮らし住宅2戸分の利用者増に伴う追加の補正32万2,000円。それから、移住産業研修センター貸付収入20万円。これは、1カ月2万5,000円の家賃を見ておまして、その8戸分の1カ月分であります。

それから、16款寄附金1項寄附金2目の指定寄附金1節の総務費寄附金、ふるさと整備資金2件17万円。3節教育費寄附金、教育振興資金1件の1万円。これは、2件ともふるさと整備基金に積み立てをしております。

19款諸収入5項雑入3目の雑入6節の雑入、社会保険料等個人負担金6,000円、過年度補助金等精算金2,000円、これは26年度の中山間地域等直接支払事業の部分。それから、農業者年金基金業務委託手数料1万6,000円、これは27年度確定に伴う追加交付。それから、移住産業研修センター賄い負担金16万円。これは月2万円の8戸の1カ月分。

それから、20款町債1項町債3目の土木債1節の道路橋りょう債、公用車購入事業（雪寒機械）。これは、除雪ドーザ1台購入に係る確定減額510万円であります。

以上で歳入を終わりました、5ページをお開きください。

5ページ、第2表地方債補正であります。

これは変更であります。

起債の目的。

過疎対策事業3億4,200万円を見ておまして、下から2番目公用車購入事業（雪寒機械）、これは除雪ドーザの分であります。1,880万円を見ておりましたけれども、確定見込みによりまして補正後は1,370万円ということで、510万円の減額となります。したがって、過疎対策事業の限度額3億3,690万円、補正前から見ると510万円の減額となります。利率については、補正前、補正後とも記載のとおりでございます。

以上で議案第 87 号の説明は終わりました、議案第 88 号の説明に移ります。

議案第 88 号平成 27 年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6 ページをお開きください。

6 ページ、歳出であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目の一般被保険者療養費 1 9 節負担金補助及び交付金 300 万円、療養費負担金 300 万円であります。これは、7 月 4 日に開業した銀河整骨院の通院者増に伴い 9 月補正でも 300 万円させていただきましたけれども、今後も利用が見込まれるということでの追加の補正であります。合わせて、療養給付費も精査をすることで 9 月定例会でも申し上げておりましたけれども、現時点では、今の予算の中で賄えるということ、療養給付費については予算を計上しておりません。ただ、これからの医療費の動向によっては、3 月での療養給付費の補正もあり得るということをお理解いただきたいと思います。

それから、2 項の高額療養費 1 目の一般被保険者高額療養費 1 9 節負担金補助及び交付金、高額療養費 800 万円の増でございます。

以上で歳出を終わり、歳入、4 ページに移ります。

歳入、4 ページであります。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目の療養給付費等負担金 1 節現年度分 352 万円、2 節過年度分 267 万円の補正。過年度分は、26 年度分の精査に伴う交付金となります。

それから、2 項の国庫補助金 1 目の財政調整交付金 1 節の財政調整交付金、これは 99 万円の補正。

それから、5 款の道支出金 2 項道補助金 1 目財政調整交付金も同額の 99 万円の補正となります。

それから、6 款の共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目の共同事業交付金、これは高額医療費の共同事業交付金の追加補正であります。283 万円の補正となります。

以上で議案第 88 号の説明を終わりました、次、議案第 89 号の説明に移ります。

議案第 89 号平成 27 年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

5 ページは、歳出であります。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費、給料、職員手当、共済費で、合わせて人件費 7 0 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。次のページ、共済費のその他共済費、社会保険料等で 1 4 万 3, 0 0 0 円の減額。同じく、その下の賃金で、臨時看護師賃金 1 0 4 万円の減額。1 2 節の役務費、手数料、労働者紹介手数料 3 8 万 6, 0 0 0 円の減額。合わせて 1 5 6 万 9, 0 0 0 円の減額。これにつきましては、1 1 月 1 日と 1 月 1 日付で看護師 2 名の採用をしております。したがって、現在、人材派遣紹介所からの看護師の派遣で雇用しておりますけれども、それを 1 2 月末で取りやめをするということで、社会保険料、賃金、役務費の減額となります。それから、9 節旅費 1 4 万円、これは普通旅費ですが、看護師 2 名とレントゲン技師 1 名を採用しておりますので、その赴任旅費 1 4 万円でございます。

それから、2 項の研究研修費 1 目の研究研修費 1 1 節需用費 2 万円は、消耗品費として参考図書の購入費。それから、1 9 節負担金補助及び交付金、会議等負担金の追加の補正であります。

それから、2 款の医業費 1 項の医業費 2 目の医療用消耗器材費 1 1 節需用費 5 0 万円。消耗品費ですが、内視鏡エコー検査の増に伴いまして、検査にかかる試薬品が不足を来しております。したがって、その追加の補正 5 0 万円であります。

次のページ、3 目の医薬品費、需用費 9 9 万 8, 0 0 0 円。医薬材料費でございますが、実はインフルエンザワクチンなどの単価の改正に伴いまして、単価がアップしております。したがって、予算に不足を来すということで 9 9 万 8, 0 0 0 円の追加の補正となります。

なお、8 ページから 9 ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳出を終わりました、歳入、4 ページに移ります。

1、歳入。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、財政対策分で 1, 4 6 2 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目の繰越金、前年度繰越金 7 7 5 万 5, 0 0 0 円の計上で、これは繰越金全額の計上となります。

6 款諸収入 1 項雑入 1 目雑入 2 節雑入、社会保険料等個人負担金 7 万 8, 0 0 0 円の減額。これは、紹介所からの派遣に係る看護師の社会保険料の減額分であります。

以上で議案第 8 9 号の説明を終わりました、次に、議案第 9 0 号の説明に移ります。

議案第 9 0 号平成 2 7 年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、6ページをお開きください。

6ページ、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、共済費7,000円。これは人件費でございます。

2款施設費1項施設管理費1目の施設維持費13節委託料282万7,000円。施設設備改修でございますが、実は陸別浄水場の塩素濃度を調整する注入ポンプ、予備機含めて3台ございますが、そのうちの常時稼働するポンプ2台のうち1台が故障中で使用できないということと、もう1台のポンプが故障しがちだということで、支障を来すということでの2台の分解整備。それから、予備機の塩素量の設定機が故障しているということで、その更新を含めたポンプ3台の設備改修業務でございます。

それから、2目の施設新設改良費13節委託料43万9,000円の減額、調査設計費ですが、これは殖産地区から市街地区、浄水場機器更新実施設計にかかる入札執行残43万9,000円であります。それから、15節工事請負費1,322万9,000円の減額。まず水道工事、配水管布設替、これは町道東1条通り、59万円の減額。機器更新、これは陸別浄水場の機器更新ですが、361万円の減額。配水管新設902万9,000円の減額、これは殖産地区でございます。これもそれぞれ入札による執行残の減額となります。

なお、7ページに給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思いません。

以上で歳出を終わりました、歳入、5ページに移ります。

1、歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目の一般会計繰入金1節一般会計繰入金。財政対策分で144万1,000円の減額であります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金で440万7,000円の追加の補正でございますが、これは繰越金全額の計上となります。

7款町債1項町債1目簡易水道事業債、配水管整備事業960万円の減額。機器更新事業で420万円の減額。これは、それぞれ事業費の確定に伴う減額であります。

以上で歳入を終わりました、4ページにお戻りください。

4ページは、第2表、地方債補正であります。

これは変更でございます。

起債の目的。

過疎対策事業、限度額が3,460万円で、配水管整備事業2,040万円、機器更新事業が1,420万円。簡易水道事業が3,460万円で、同じく配水管整備事業が2,040万円の機器更新事業が1,420万円ですが、先ほど歳出歳入で説明しましたように、

この事業の確定に伴いまして、変更後は過疎対策事業が2,770万円、690万円の減額。配水管整備事業1,560万円で、480万円の減額。機器更新事業で1,210万円、210万円の減額となります。同じく簡易水道事業2,770万円で、補正前と比較すると690万円の減額。配水管整備事業で1,560万円で、480万円の減額。機器更新事業で1,210万円となって、210万円の減額。過疎対策事業、簡易水道事業、合わせて1,380万円の減額となります。

利率は、補正前、補正後と記載のとおりでございます。

以上で議案第90号の説明を終わり、議案第91号の説明に移ります。

議案第91号平成27年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

下水道会計の補正予算は、人件費、共済費の補正のみでございます。

一般管理費で、共済費8万2,000円の追加の補正となります。

6ページに、給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

歳入、4ページになりますが、その財源については、一般会計からの繰入金8万2,000円、財政対策分の充当となります。

以上で議案第91号の説明を終わります。議案第92号の説明に移ります。

議案第92号平成27年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

まず、資料ナンバー21に、介護給付費負担金（歳入歳出）所要額一覧表がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

それでは、事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

7ページ、歳出であります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目居宅介護サービス計画給付費19節負担金補助及び交付金90万円の追加補正ですが、当初、月平均利用者を40人で見ておりましたけれども、現在、平均44名ということで、4名ほど増になっております。それに係る補正。

それから、3目の施設介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金810万円。これも、当初、月平均34人で見ておりましたけれども、現在40人平均ということで、6人ほどふえております。それに係る追加の補正。

2 款の保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 2 目の介護予防サービス計画給付費 1 9 節負担金補助及び交付金 2 2 万円ですが、これも月平均 1 7 名で見ておりましたけれども、現在 1 8 人平均ということで、1 名の増となります。それに伴う補正となります。

それから次のページ、6 項特定入所者介護サービス等費 1 目の特定入所者介護サービス費 1 9 節負担金補助及び交付金 3 5 0 万円ですが、これも当初、月平均 3 3 人で見ておりましたけれども、現在 3 5 名平均ということで、2 名の増に伴う補正となります。

3 款の地域支援事業費 2 項の包括的支援事業費 2 目の任意事業費 1 3 節委託料、任意事業で 1 2 万 8, 0 0 0 円の補正ですが、これは社会福祉協議会に委託しております給食サービス事業でございますが、当初 1, 4 8 0 食を見ておりましたけれども、現在 1, 7 4 0 食の見込みということで、2 6 0 食の増に係る追加の補正 1 2 万 8, 0 0 0 円でありませう。

以上で歳出を終わりました、歳入、4 ページに移ります。

#### 1、歳入。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目の介護給付費負担金、現年度分 2 1 3 万 9, 0 0 0 円の補正。

2 項の国庫補助金 1 目の調整交付金 9 7 万 9, 0 0 0 円の補正。

2 目の地域支援事業交付金、現年度分、包括的支援事業・任意事業 5 万円の補正。

3 款道支出金 1 項道負担金 1 目の介護給付費負担金 1 9 9 万 5, 0 0 0 円の補正。

2 項の道補助金 1 目の地域支援事業交付金、現年度分、包括的支援事業・任意事業 2 万 5, 0 0 0 円であります。

それから、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目の介護給付費交付金、現年度分 7 3 万 4, 0 0 0 円の補正。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、介護給付費繰入金が 1 5 9 万 1, 0 0 0 円、地域支援事業繰入金が 2 万 4, 0 0 0 円であります。

6 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目の介護給付費準備基金繰入金 5 3 1 万 1, 0 0 0 円の取り崩しとなります。

なお、基金残高は 6 6 4 万 2, 5 8 1 円となります。

以上で議案第 9 2 号の説明を終わりました、議案第 9 3 号の説明に移ります。

議案第 9 3 号平成 2 7 年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出、5 ページをお開きください。

#### 2、歳出。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目の後期高

齢者医療広域連合納付金 1 9 節負担金補助及び交付金 4 5 万円の減額。事務費負担金で 2 9 万 5, 0 0 0 円の減額、保険料等負担金で 1 5 万 5, 0 0 0 円の減額。これは、それぞれ負担金、2 7 年度の確定に伴う減額となります。

歳出を終わりました、4 ページ、歳入に移ります。

1、歳入。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目事務費繰入金 2 9 万 5, 0 0 0 円の減額。

2 目の保険基盤安定繰入金 1 5 万 5, 0 0 0 円の減額であります。

以上をもちまして、議案第 8 7 号から議案第 9 3 号の説明を終わります。以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） これから、議案第 8 7 号平成 2 7 年度陸別町一般会計補正予算（第 6 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、1 2 ページからを参照してください。

1 款議会費 1 2 ページから 2 款総務費 1 9 ページ中段まで。

5 番山本議員。

○5 番（山本厚一君） 2 点ほど質問いたします。

一般会計の総務費の 1 5 ページ、財産管理費の 2 5 節ですね。ここの積立金が 2 億 2, 0 0 0 万円ぐらいあります。現在、積立金を見ますと、約 5 0 億円の、一般会計 5 2 億円ぐらいの積立金があります。この 1 0 年間ぐらいで約 1 0 億円ふえております。こういった積立金、金の使い道がないのか、余っているのか、これは努力をして、このような積み立てをしているということで大変いいことでありますが、この基金の 5 0 億円、何かこれからの使い道もいろいろありますので、こういった 5 0 億円の積立金を大いに利用して、町の活性化にも使っていくたらいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 資料のナンバー 8 に、基金の 1 0 月補正後の積立状況一覧がございます。当町の場合は、一般財源として使える基金というのは財政調整基金だけでございます。それ以外については、全て特定目的の基金となっております。

議員御存じのとおり、当初予算においては、当初予算の一般財源としては地方交付税をいかに組むかということをもまず第一に考えます。というのは、まず交付税以外の歳入がどれだけあって、その歳入に不足する分の特定財源としての基金を取り崩して、どれだけ交付税を見るかということが一番大事なところでありまして、今年度も新聞報道でありましたけれども、ほかの自治体では交付税を最大限に見て、確定した後に歳入欠陥が起きたという、そういう自治体もあるというふうに聞いております。したがって、当町としては、今言ったように、一般財源としての位置づけというのは交付税の予算をどれだけ見るかが一番重要でありまして、それには当然特定目的基金の取り崩しをしながら、交付税をいか

に多く見るか、少なく見るかということでございます。多く見ると、歳入欠陥となることもあり得ますので、特定目的基金を取り崩して、交付税をある程度少な目に見て、予算編成しているのが実態でございます。

したがって、交付税が7月半ばぐらいにはある程度確定しますけれども、それによって当初予算との比較で留保分がございまして、年度途中の補正で交付税を追加することによって、それに合う歳出があるかないかという問題と、なければ年度末なり、この時期にその留保分をある程度基金に積んでおいて、次年度以降のいろいろな懸案事項ですとか、そういったものに対して基金を取り崩して行って、事業費を確保していくと、そういうやりくりをこの何年間ずっとしておりますので、何もしていなかったということではなくて、するための財源を年度途中で確保して、次年度でその事業に充てて、またそういう財源を確保して積み立てをするという、逆に言うと、積み立てをできない年があるかもしれません、これからは。そういったこともございますので、そういう予算編成のやりくりの中で、基金を年度途中ですけれども積んでいっている。

したがって、今年度から始まっている総合戦略、5年間のこともございまして、そういった中にはソフト事業もちろんありますし、加えてハード事業面が今後出てくる可能性もございまして。したがって、今の国の方針とすれば、ハード事業というのはなかなか厳しい補助メニューがございまして、そうすると特定目的の基金の中の、例えば福祉基金ですとか、公共施設の維持管理基金ですとか、産業支援基金ですとか、そういう目的基金の取り崩しをしながら、大型事業の財源に充当して行って財源を確保していくと。そして、交付税が確定した段階で年度末にまた留保分があれば、基金に戻していくという、そういう流れで進めておりますので、そういう中身にあるということをおまじ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 16ページ、企画費の13節委託料です。資料も11番にあるのですが、空家等対策事業ということで、道から210万円をいただいてということで、3町の連携で、新聞等々にもいろいろ出ているところではありますが、大ざっぱにというか、イメージしているところには、いろいろわかる部分があるのですが、これからのいろいろなデータベースだとか、いろいろな情報を共有して、3町でやっていくということぐらいというか、それはわかるのですが、これからどんな展開で、3町でどういう連携をとって、この対策に乗り込んでいくかというところが、これを読んでいてもちょっと見えない部分があるのですが、会議等々打ち合わせをどんどんやって行って共有していくということもあるのですが、データベース化して、あとは町ごとにとりか、情報発信するのは3町でやっていきますよとかということなのか、その辺をちょっともう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） この空家等対策事業なのですが、ほかの事業もこれから検討していくことになるのですが、当面ことは、空き家の関係の予算を組んで、3町で進めるというふうに考えております。

本別は、実は先にこの関係について着手もしているのですがけれども、空き家を、まず3町でどれだけあって、これがほかの移住・定住や何かにも使えるものがあるのかどうか、その辺も検討していく必要があるということで、まずはどんな空き家があるのか、この後になってきますが、所有者がどういう意向でいるのか、その辺をまず把握しようということとしております。

これについて、3町で行っていきますけれども、この後、3町でも移住・定住の関係をお互いにやっておりますので、3町でお互いに情報を持って、こちらにも空き家ありますよ、例えば本別にもありますよというようなことで、連携しながら移住・定住につなげることも考えられるということで、これらを連携してやっていきたいと思いますということで考えております。

もっと詳しいことになると、事業について当面、道に今回の補助金を申請するために、このような内容で上げていますけれども、直近で、今年度中にもまた3町で集まって、具体的にどんなものができるだろうと、3町で連携してやるのはどんなものがあるだろうということは、さらに詰めていきたいというふうに考えております。

今言いましたように、当面、まずは実態調査をして、そこからどんなものができるかも、さらに検討しながら行きましようということで始めているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 3点ほどお聞きします。

14ページの土地購入関係で、資料もついているのですがけれども、この価格が、平米計算すると4,900円ぐらいなのなのですがけれども、路線価格というか、一般的な価格でこれが妥当なのか、それとも多いのか、少ないのか、その辺の説明をお願いします。

それから、15ページの7節です。管理人の関係、移住産業研修センターなのですがけれども、何人ぐらい見ているのか、その辺の説明をもう一度お願いします。

それから、16ページの備品購入関係で、600万円見ているのですがけれども、資料にもあるように備品なのですがけれども、この研修センターについては7月15日かな、いわゆる当初予算を1億1,300万円何がしか組んでいて、外構工事が1,300万円、入札、建物については7,500万円という感じでいって、機械とか、あるいは電気とか、事業の推計を見ますと、機械については2,100万円かな、電気関係については1,100万、大体トータルして当初予定した1億1,300万円から事業を執行した中で、残が530万円何がしか残っているというふうに私計算してみたのですがけれども、外構が280万円かな、トータルでいくと大体700万円か、800万円ぐらい残っているように見え

るのですけれども、その辺の出し入れの関係で、こういう600万円をまた別に出すのですけれども、先ほど言った数字について、不用額というか、そういう感じで計上されなかった理由について説明願います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） まず、14ページの土地の購入の関係でございます。

こちらにつきましては、評価額と、近傍売買例を参考として所有者の方と協議をしてまいりました。いろいろな金額の相違はあったのですけれども、この辺までが妥当かなというところで、町のほうで今回の金額に落ちついたという形になっておりますので、一定程度近傍価格も参考にして考慮しておりますので、妥当な金額ではないかというふうに考えております。

それから、15ページの管理人の関係ですが、管理人につきましては一応詰めて、一人を考えておりますけれども、当然一人ですと、食事の提供に、例えば病気とか、いろいろなところでできない場合もありますので、今回は人数で見えておまして、一定程度一人でやっていただきたいと考えていますけれども、1名の方をメインにして、臨時の方を使いながら運営できるように考えております。全体で40人工見えておりますけれども、まず3月は1日から利用できるようにということで、先ほど副町長からも説明があったと思いますが、2月のうちから厨房器機を使って、食事をつくる練習を何回かはさせていただこうというふうに考えて、40人工を見えております。

あと、16ページの備品についてですけれども、備品については、こちらに記載のとおりで、厨房器機とミーティングルームで使うテーブル、椅子等でございます。それから、あと入る方に、できるだけ早くスムーズに入っていただくことを考えまして、ストーブと照明器具を用意しておきたいというふうに考えた予算計上であります。

あと、土地の整備と建物の関係で出た残額は、まだ検定が終わっておりませんので、3月議会で減額する予定となっております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の陸別町の移住産業研修センターについてなのですけれども、調理人が何人とか、家賃まではっきり決まっているのですけれども、この事業は委託事業になるのですか。それとも、町で直接雇うことになっているのでしょうか。前回のときに、食事の提供や業種によって異なる生活時間など、問題など考えていきたいとありましたけれども、その辺具体的に決まっているのでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 保健所とか、いろいろなところと協議をしまして、当面運営を始めるに当たって、ちょっと委託にリスクがあることがわかりまして、当面直営でやっていきたいというふうに考えております。それで、今回賃金ということで計上をさせ

ていただいております。

もう一つが、時間帯の関係かと思うのですが、管理人の勤務の時間帯を、実は朝4時から9時ぐらいまでと、昼の2時から夕方6時までということで、10時間のうちで8時間の勤務をしていただくというふうに考えております。当初、始まって、何人入って、どれだけの方の食事の提供が必要で、それにどのぐらいの時間がかかるかが、ちょっと見えない部分がありますので、今のところ暫定で、時間で勤務をしていただいて、勤務した実態に合わせて賃金を支払うという方法で考えております。

入る方に応じてということで、農業従事の方が早い場合とか、林業に行く方が出るのが早いとか、お弁当を持っていかなければならないとか、いろいろ出てくるかもしれないのですが、それについても、入った人に合わせた勤務体系というのはなかなか難しいということで、早い時間については一定程度対応して、あとは食事をつくって、食事を保管してお昼までの間に食べてもらう。夕食については、早い5時とか6時ぐらいにはもう食べられるようにして、終わったら食器だけを置いておいてもらって、次の日、管理人がその分の処理をするというような断続的な勤務ができるようなことで現在考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 3番多胡議員。

○3番（多胡裕司君） それでは、関連なのですけれども、ただいまの移住産業研修センターなのですけれども、建物があれして、3月1日にできるということで、条例の制定ですとか、そういうのはいつ示されるのか。今定例会で上がってこなかったのも、恐らくそういうものが出てくると思うのですよね。家賃をもらう関係で。その辺のことがどうなっているのか。もし、そこで出てくるのであれば、そこでまた詳しく最後質問したいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 条例の関係ですけれども、こちらについては、現在のところ要綱制定で考えております。中身につきましては、同じようなもので、陸別町ちょっと暮らし住宅ですとか、今扱っている定住促進の住宅も既に要綱で運営をしておりますけれども、こちらを利用したいという考えでおります。

根拠としましては、公有財産につきましては、地方自治法のほうで定められておまして、行政財産と普通財産に分類されるというふうに規定されております。行政財産については、地方公共団体における公用、または公共用に供することと決定した財産について行政財産にすると、それ以外は普通財産というふうになります。

それで、行政財産で規定しています公用の財産という定義が、自治体が事務または事業上執行するために直接使用することを目的としておりますので、今回の移住産業研修センターにつきましては、原則単身者で、町民ということではなく、ほかから来ていただく方を対象とします。町民がここに入りたいと言っても入れることにはなりませんので、そういった観点から、普通財産としての取り扱いがよいだろうということで考えておりました。

て、それにつきましては普通財産となりますので、要綱の中で定めて取り扱いをしていきたいというふうに……

今、たたき台もつくって今回の予算には上げているのですけれども、一定程度いろいろな問題がクリアできるような中身ができましたら、随時提示していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、3款民生費19ページ中段から22ページ上段まで。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 民生費の1項社会福祉費2目老人福祉費19節負担金補助及び交付金、デイサービス運営事業補助金320万円の増額につきましてお伺いいたします。

議案説明書、資料ナンバー19に陸別町デイサービスセンター補助金資料が掲載されておりますが、北勝光生会が運営しておりますデイサービス事業につきましては、現在、介護保険事業で運営されておりますが、介護保険制度が導入される以前の平成11年度までは陸別町の委託事業であったということから、運営費に不足額が生じた場合には、町がそれを補う仕組みになってきております。

今年度の補助金額は、当初に1,158万4,000円を計上しておりましたが、今補正で320万円を増額するということでもあります。これは、今年度の介護報酬引き下げと利用者の減少に伴う収入の減少と、そのように考えます。

この利用者の減少についてであります。介護認定者数の動向が実際、現在どのように推移しているのかと。といいますのは、先ほど介護保険事業の特別会計のほうで介護サービス計画給付費、これが増額になっているということは、認定者数がふえて、サービス計画をつくる方もふえていると。ただし、デイサービスの利用者は減っているということでもありますから、実態がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、議員のほうからありましたとおり、デイサービスの事業につきましては、利用者数の減少というところがまずあります。それから、大きいのが介護報酬の単価の大幅な減額というもので、収入減があります。関連して、介護保険のほうの認定者数のお話ございましたけれども、介護保険の認定者数そのものにそれほど大きな推移はございませんで、利用する受給者数がやはりふえてきているという部分がございます。

今後も、この状況は続くのかなというふうに見ていますが、デイサービスに関しましては、単純に介護認定者数がどうこうということよりも、資料についておりますデイサービスセンターの補助金資料で、利用者数延べ人数、総体では178人減少しているというふうに書いてございますけれども、こちらに書いてあるとおりでございますけれども、延べ

数の増減の欄を見ていただきたいのですが、要支援1は97減少しています。要支援2は71ふえています。介護度1が減って、介護度2・3がふえているということで、4が減り、5はもともといないのでゼロということで、この分析としましては、介護度の中で上のほうに移行していっているのが要介護3までの方、要支援1から随時上に上がっていった人数の増減があるのかなと思います。実はこの介護度4の方が、218人の見込みから68人ということで、150人減っているのが、この行き場がこの中にはなくて、施設入所につながっている部分が多いというふうになります。この分の減少分が非常に大きな影響を与えているということが想定されます。

それから、利用者の減少で、要支援1の人数が減ってきてございますけれども、これは実質の要支援1、介護度1、この辺の軽い人たちですけれども、こちらにつきましては、どちらかという、利用実数は減っていないでふえている部分があります。利用者の登録者数は。ただ、利用延べ数が減っているというのが、実は利用料の負担を控えたいという、利用者の負担を自分でちょっと、負担感が大きいということがまずあると。

それから、運営する側も遠方からの、町内でも市街地外からの人たちが各地区あります。トラリ、上陸ということで、送迎の関係がありまして、一度に希望を受け入れることができずに、やむなく利用を減らしてもらっているという部分もありますので、そちらにつきましては事業所と協議をしまして、できる限り送迎をしてでも利用数をふやすようにということをお願いをしているところでございますが、それをやりますと、もちろんその分にかかる経費は増えるというふうにつかんでおります。この辺につきましては、質問よりも余談になりましたけれども、介護認定者数自体の総数はそれほど動いているわけではございません。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、4款衛生費22ページ上段から23ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、6款農林水産業費24ページから7款商工費26ページ上段まで。

5番山本議員。

○5番（山本厚一君） 農業委員会費、13節の委託料です。

先ほど説明で、相続関係説明図作成業務という調査費が、45万円補助金がついたということで、相続関係説明図、どんなふうなものかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 棟方農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（棟方勝則君） 農地保有者がなくなった場合、名義変更されるのですが、されないまま残っている農地が結構あります。今回、その相続人を調査するもの

で、全額国庫負担で行います。農地の賃貸借を行う場合は、相続されていない農地については、相続人の持ち分の2分の1を超える同意が必要だということで、そのために今回調査するものであります。事業は、行政書士に委託して、相続人を全て出してもらうということで、本年度は4件程度の農地所有者の相続人を調べたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、8款土木費26ページ上段から9款消防費27ページ中段まで。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ページ数は26ページの8款土木費1目の道路橋りょう総務費ですか、これの18節の備品購入費、今回540万円ですか、不用額が発生しました。これは本当にいい形でなっているのですが、ドーザ購入ということで、これのまず積算基準ですか、積算基準の算定。そして、また今回この入札に何社が参加して行われたか、ちょっとその辺お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 高橋建設課長。

○建設課長（高橋 豊君） まず積算基準なのですけれども、5社ほど選定して、その業者から見積もりをいただいて、その最低価格と、あと納入時期等を勘案して、積算しております。それが1,944万円でございます。

それと、あと入札関係につきましては、5社を指名したのですけれども、2社が入札に対応したということで、それで入札額が1,404万円ということで、今回減額の540万円ということになっております。

ちなみに、7月22日の臨時会におきまして、財産の取得ということで、臨時会において議決されているところでございます。

以上です。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、次に、10款教育費27ページ中段から29ページまで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

7番、谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほど、歳出のときに多胡議員が質問していたのですけれども、10ページの15款ですね、その中で移住産業研修センター貸付収入、これは家賃だとい

うふうに理解するわけですがけれども、条例をつくらないで、要綱で済ますという……  
（「今は歳出の総括質問です……」と発言する者あり）

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で、歳出についての質疑は終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、6ページから11ページを参照してください。

7番、谷議員。

○7番（谷 郁司君） 失礼しました。10ページの歳入の関係で、歳出の関係で先ほど多胡議員が言っていました移住産業研修センターですね、20万円、月2万5,000円で8戸分というふうに見て、3月に利用ということになるのかもしれませんが、条例をつくらないで要綱で済ますというのは、先ほど総務課長が説明していた、普通財産だからいいのだみたいな話ですがけれども、やはり条例というのは、施設等について、目的、あるいは利用する人たちの管理ですね、あるいは利用料金とか、そういうようなことをきちっと記入した条例をつくった上で管理体制をつくっていく施設が町民の有効な活用でないかと私思うのですね。そういった意味で、要綱で済ますというのは、私大変遺憾に思うわけなのですけれども。

先ほど総務課長は、まだきちっとした確定ができていないので、今後まとめて、後から示すと言ったのですけれども、我々議員としては、審議したりしていく、利用効果とか、そういうものについてやっていく上では、当然条例でないと、私たちの審議の対象にならないのですよね。だから、今後、移住産業研修センターがうまく活用されて、本当につくってよかったなということにするためには、十分我々議員の意見を聞くために条例化するのが筋でないかと思うのですよね。要綱で済まされれば、要綱に従って今言ったようなことがある程度吟味されたとしても、我々自身が審議の中に加われないという形では大変心外な思いをしますのでけれども、今後こういうような運営の仕方をしていくということは考えているのですか。その辺について、要綱で済まそうという考え方は大変、先ほど多胡議員も言ったように、当然条例でつくるのではないかという話をしていたと思うのですけれども、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） 先ほども、条例と要綱、今回要綱にする理由について、財産の関係で説明させていただいたのですけれども、この件については、ほかの町でも同様の施設について、要綱ですとか、規則とかでやっている町もございます。当町については、同じような形でやっているもので、先ほども言いましたが、ちょっと暮らし住宅とか、定住促進住宅も、要綱でやっております。この辺については、前例もありますし、他町でもやっているという状態でありますので、これについて、あとは議員の皆様には要綱の中身を見ていただいて、その中でいろいろ御意見をいただければなということで、先ほど正式に

詰めたものを御提示したいということでお答えしたつもりであります。

中身につきましては、今申しましたように、行政財産ではなく、普通財産での取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 条例についての考え方の相違があると思うのです。私、6月定例会のときも一般質問したのですけれども、結局条例に対する考え方が大分ずれているのではないかと思うのですね。永久的にこの建物を、永久ということではないのですけれども、長い間使っていく場合には、条例に基づいて運用していくのが筋ではないかと。条例は、当然我々議員の審議の対象にもなるし、またそれによって決められたものについて住民の権利義務というのですか、いわゆる分担金とか、そういうものをきちっと明確にするのが条例だと思うのですけれども、そういった形をしないで、ほかの例でもあるのでという言い方をしたのですけれども、實際上、要綱ということは、いつごろ示されるのかどうかを質問して、答えていただきたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 早坂総務課長。

○総務課長（早坂政志君） きょうの議員協議会で示すのはちょっと難しいのですけれども、直近の今後の議員協議会等で示させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、以上で歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条地方債の補正について質疑を行います。

5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第87号平成27年度陸別町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 88 号平成 27 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 6 ページまでを参照してください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 88 号平成 27 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 89 号平成 27 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 7 ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 89 号平成 27 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 90 号平成 27 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5 ページから 6 ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) なければ、次に、第2表地方債補正についての質疑を行います。  
4ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑は終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第90号平成27年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第91号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。  
第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。  
事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第91号平成27年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。  
これから、議案第92号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。  
第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。  
事項別明細書は、4ページから8ページを参照してください。  
2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、歳出につきまして、3点質問させていただきます。

2款保健給付費の1項介護サービス等諸費3目の施設介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金であります。施設介護サービス給付費810万円の増額につきまして、これは施設介護サービス給付費でありますから、介護老人福祉施設、または介護老人保健施設に関するものと考えます。今年度の介護報酬改定による引き下げにもかかわらず、増額の補正が必要ということでもありますから、利用人数がふえているのだと考えます。現在支給決定をしております人数につきまして、事業ごと、それから町内、町外を分けて人数をお伺いいたします。

二つ目であります、同じく2款保険給付費の6項特定入所者介護サービス等費1目の特定入所者介護サービス費19節負担金補助及び交付金であります。特定入所者介護サービス費350万円の増額につきまして、特定入所者介護サービスでありますから、施設における居住費及び食費にかかる自己負担に対する低所得者への補足給付だと思います。この増額の理由といたしましては、居住費が本年4月から1日当たり、多床室であります、320円から370円に引き上げられました。さらに、8月からはそれが840円まで引き上げられております。このことによりまして、先ほど副町長の説明にもありましたように、人数がふえているということでもありますから、補足給付の対象者がふえたことではないかと思いますが、このことについてお伺いいたします。

さらに、これは歳入歳出の予算書には載ってきませんが、施設入所者の利用者負担金につきまして、今年度の制度改正によって、8月から一定以上の所得のある方については、負担割合が1割から2割に引き上げられております。最初に質問しました支給決定の人数の中に、2割負担になった方がおられるのか、お伺いいたします。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） それでは、施設介護サービス給付費のところでございます。御質問の内容にありました老人福祉施設、または老人保健施設ということになります。老人福祉施設につきましては、現時点ですが39名が入所されております。そのうち38名が町内、1名が町外の施設に入られております。それから、老人保健施設につきましては3名ということで、こちらにつきましては、町内に施設がございませんので、町外のほうの施設ということになります。

それから、特定入所者介護サービス費でございます。これは議員御指摘のとおり、低所得者層への配慮ということになります。議員のおっしゃったとおりの内容でございますけれども、こちらにつきまして、まさに金額がアップしたのとプラスアルファで、先ほど副町長のほうから説明もありましたとおり、人数のほうが当初の見込みよりも3名程度ふえる予定ということでございます。その分を見越して補正をかけているということでございます。

それから、最後に御質問がありました入所者利用者負担金の負担割合が1割から2割に

なったということにつきましては、ただいまちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどということをお願いします。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第92号平成27年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第93号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページを参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第93号平成27年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の議決

---

○議長（宮川 寛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会し、明日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川 寛君) 異議なしと認めます。

---

◎散会宣告

---

○議長(宮川 寛君) 本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時57分